

平成30年第1回(3月)大郷町議会定例会会議録第2号

平成30年3月6日(火)

---

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

---

出席議員(14名)

応招議員と同じ

---

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学君	教育長	鹿野 毅君
参事	小畑 正勝君	総務課長	残間 俊典君
企画財政課長	熊谷 有司君	まちづくり推進課長	遠藤 龍太郎君
税務課長	武藤 弘子君	町民課長	鎌田 光一君
保健福祉課長	千葉 伸吾君	農政商工課長	伊藤 長治君
地域整備課長	三浦 光君	会計管理者	浅野 辰夫君
教育課長	斎藤 雅彦君	公民館長	遠藤 努君

---

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

---

議事日程第2号

平成30年3月6日(火曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 一般質問〔3人 3件〕  
日程第 3 報告第 1号 大郷町障害者福祉計画について

日程第 4	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について
日程第 5	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について
日程第 6	同意第 1 号	大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任に つき同意を求めることについて
日程第 7	議案第 4 号	大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制 定について
日程第 8	議案第 5 号	大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び 運営に関する基準を定める条例の制定につい て
日程第 9	議案第 6 号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第 10	議案第 7 号	大郷町職員定数条例の一部改正について
日程第 11	議案第 8 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 12	議案第 9 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正につい て
日程第 13	議案第 10 号	大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促 進すべき区域における固定資産税の課税免除 に関する条例の一部改正について
日程第 14	議案第 11 号	大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 15	議案第 12 号	大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改 正について
日程第 16	議案第 13 号	大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第 17	議案第 14 号	大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指 定に関する基準を定める条例の一部改正につ いて
日程第 18	議案第 15 号	大郷町上水道事業給水条例の一部改正につい て
日程第 19	議案第 16 号	吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村組合規 約の変更について
日程第 20	議案第 17 号	平成 29 年度大郷町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 21	議案第 18 号	平成 29 年度大郷町国民健康保険特別会計補 正予算（第 3 号）
日程第 22	議案第 19 号	平成 29 年度大郷町介護保険特別会計補正予

		算（第3号）
日程第23	議案第20号	平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第21号	平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第25	議案第22号	平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第23号	平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）
日程第27	議案第24号	平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）
日程第28	議案第25号	平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した案件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問〔3人 3件〕	
日程第3	報告第1号	大郷町障害者福祉計画について
日程第4	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第5	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	同意第1号	大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第7	議案第4号	大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定について
日程第8	議案第5号	大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第9	議案第6号	大郷町課設置条例の一部改正について
日程第10	議案第7号	大郷町職員定数条例の一部改正について
日程第11	議案第8号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第9号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第13	議案第10号	大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促

進すべき区域における固定資産税の課税免除  
に関する条例の一部改正について

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1 4 | 議案第 1 1 号 | 大郷町国民健康保険条例の一部改正について                       |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 2 号 | 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 3 号 | 大郷町介護保険条例の一部改正について                         |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 4 号 | 大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 5 号 | 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について                      |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 6 号 | 吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村組合規約の変更について           |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 7 号 | 平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算（第 9 号）                |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 8 号 | 平成 2 9 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）          |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 9 号 | 平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）            |
| 日程第 2 3 | 議案第 2 0 号 | 平成 2 9 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）         |
| 日程第 2 4 | 議案第 2 1 号 | 平成 2 9 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）           |
| 日程第 2 5 | 議案第 2 2 号 | 平成 2 9 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）        |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 3 号 | 平成 2 9 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 3 号）       |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 4 号 | 平成 2 9 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）          |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 5 号 | 平成 2 9 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 3 号）              |

---

午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（石川良彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、7番赤間 滋議員及び8番和賀直義議員を指名いたします。

---

日程第2 一般質問

議長（石川良彦君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 8番和賀でございます。通告に従いまして一般質問を行います。本日は大綱3点について伺います。

まず、第1点目、本町の教育についてでございます。

①平成29年度全国学力・学習状況調査の評価と課題、今後の対応についてでございます。

小学6年生、中学3年生を対象にした全国学力状況調査、小学校国語、算数のA問題、B問題、中学校国語、数学のA問題、B問題の平均正答率は本町では全国、県のどの位置にあるのか。

今回の調査の目的の一つに学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善などに充てるとありますが、全国学力・学習状況調査の評価と課題、今後の対応と方針についての御所見を伺います。

②子供自身の「生きる力」の基本となる学力向上策について伺います。

子供たちに幸せに生きてほしい。これは全ての親の願いと思います。そのために子供たちに手渡せる大切な贈り物の一つが教育です。社会の変化や人々の価値観も多様化しており、またグローバル化が進む社会にあっては子供自身の生きる力を育てることが必要であります。そのための基本となる学力向上策について御所見を伺います。

3番、いじめをなくす指導主事訪問の要望についてでございます。

指導主事学校訪問の基本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条に基づき、市町教育委員会の要望・要請により、学校における教育課程、学校指導、その他教育に関する専門的事項の指導・助言を行うとあります。指導主事学校訪問の目的と現状はどうなっているのか。本町にも来ているのかということでございます。

児童生徒にとって行きたくなる学校づくりを推進する重要な機会と捉

え、いじめ・不登校問題、学力向上等について指導主事訪問の際に指導が受けられるよう町から要望を出すべきと考えますが御所見を伺います。

④31年度より3歳児幼稚園の実施計画があり、32年度に延期に至った理由について伺います。

⑤通学路交通安全プログラムの通学路対策一覧で、対策年度が未定になっている箇所はどのような計画になっているのか。

1つは中村谷地際山地内、大郷町歯科診療所付近の歩道の途切れでございます。2カ所目は中村地内、神明社皆川鉄工所付近の制限速度の見直しでございます。3つ目、県道大和松島線の中村屋舗地内、ちばやさん付近の信号機の設置についてでございます。

大綱2点目、子育て支援の充実について伺います。

①新たな子育て支援、給食費負担の実質無償化、入学準備支援の拡充の内容と恒久的な財源確保はどうするのか。

②経済的に苦しい世帯に向けた義務教育の就学援助制度、要・準要保護生徒援助費補助金を我が町も実施しておりますが、補助金交付要綱では国庫補助の対象に小学校入学前を含まない形になっていたため、入学後の支給で9月か10月ごろになっておりました。国は29年3月に要綱改正によりランドセル代等の入学前支給が可能となっております。また、国の補助金の単価も29年4月から約2倍に増額されております。制度システム等の工夫で入学前に支給できないか伺います。

大綱3点目、在宅医療・介護連携推進事業の具体的取り組みについて。

①住みなれた地域で安心して自分らしい暮らしを全うすることは多くの人々の願いと思えます。そのために医療機関と介護従事者などが連携を密にし、一体的にサービスを提供することが望まれる。地域の在宅医療の供給体制の確保について、町が主体となって医師会と連携をしながら取り組むこととされております。取り組むべき内容として8つの事業項目が国より示されております。町としての考え、意気込みを伺います。

②ふるさと納税の返礼品に高齢者の見守り訪問を取り入れてはどうかということでございます。返礼のメニューに町内に親を残して県外で働く層をターゲットにして納税額と住民福祉を狙う目的であります。例えば月に1回高齢者宅を訪問し、体調や食事、心配事を聞き取り、情報は福祉部門で共有し、利用者の行政サービスに反映させるためのものです。所見を伺います。

以上、大綱3点について1回目の質問とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まず初めに教育長。

教育長（鹿野 毅君） 和賀直義議員さんの質問に答弁いたします。

まず1点目、①の平成29年度全国学力・学習状況調査の評価と課題、今後の対応について答弁いたします。

学力・学習状況調査は、ふだんの授業、子供の学習環境など、どこに課題があるのかを明らかにし、その改善に資するために行われております。学校ごとに学習指導の課題や子供おのこの学習課題が示されますので、子供の特性を踏まえながら問題解決に向かって努力をしているところ です。

具体的な正答率、いわゆる点数については、公表しないことになって いますので、ここで公表は差し控えますが、27年度をピークに多少下降 ぎみでございます。これからも学校と連携して課題の解決に当たってい きたいと考えておるところでございます。

次に、②の子供自身の生きる力の基本となる学力向上策につきまして は、学校と連携しながら子供の実態に即した対策を講じるとともに、宮 城教育大学との連携をより強化し、サマースクールやウインタースクー ルの充実を図り、学習方法の理解や家庭学習の習慣化を図ってまいります。

また、教員の研修を実施し、指導力の向上に努めてまいります。

続いて③のいじめをなくす指導主事訪問の要望につきましては、指導 主事の学校訪問は、各学校の実情を踏まえ、その課題解決のために市町 村教育委員会が県教育委員会に要請して行われるものです。もちろん本 町でも実施しておるところでございます。教員の指導力向上はもちろん、 子供も教員も行きたくなる学校づくりを中核に要望してまいります。

いじめ・不登校対策については、ここ数年は全指導主事と全教員で研 修会を行ってまいりました。30年度以降は指導主事訪問の形態が変わる ことから県教育委員会と連携を図り、教育相談体制の確立や専門職員訪 問を要請してまいります。

続いて④の幼稚園の3歳児教育が平成32年に延期に至った理由につき ましては、大友三男議員の質問でもお答えしましたが、出生者数の減少 の状況と体制整備に伴う多額の設備整備費用を伴うことなどから、将来 的な幼児保育のあり方を再検証し、現在の乳幼児総合教育施設を活用し た教育と保育を一体的に提供するための施設として幼保連携型認定こど も園を開設し、移行への準備期間も考慮し、平成32年4月からを予定し ているものです。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

和賀議員の通学路対策についての答弁を申し上げます。

1つ目の中村谷地際山地内、大郷町歯科医院付近の歩道の途切れにつきましては、反対車線に歩道が整備しており、東沢住宅方面等に渡る際には横断歩道を渡ることにより通行確保しているところでございます。しかしながら、さらに安全な通学路を確保するため、道路管理者である宮城県と歩道の設置について協議を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、中村地内の神明社から皆川鉄工所付近につきましては、町道愛宕下鍋釣線に位置しております本路線については、平成25年度よりカラー舗装による歩行帯の整備を行い、歩行者の安全確保に努めておりますが、今後も引き続き歩行者の状況等を把握しながら整備を進める中で制限速度の見直しを県公安委員会へ要望してまいりたいと考えているところであります。

次に、県道大和松島線中村字屋舗地内、ちばやさん付近の信号機の設置につきましては、平成27年度実施の合同パトロールから必要性につきましては要望を行っておりますが、しかしながら、宮城県内での交通信号機については緊急性の度合いと必要に応じて設置を行っているのが現状でございますので、本路線につきましては交通量もかなり多く、歩行者の安全性を確保することは必要不可欠であり、今後も引き続き信号機の設置の要望を強く県に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、大きな2番目の子育て支援の充実について答弁させていただきます。

給食費負担の無料化につきましては、本町に在住の保護者の幼稚園、小学校、中学校に在籍する児童等の給食費を完全無料化するものでございます。入学準備支援の拡充につきましては、現在小学校新1年生に無償支給している運動着など、中学校に入学する新1年生にも拡充するものでございまして、恒久的な財源確保については自主財源の確保に努めながら効率的な財政運営を図りながら予算の確保を図ってまいります。

②の就学援助制度における新入学児童・生徒学用品の入学前支給については、平成31年度の対応を予定してございます。平成30年度につきましては、就学援助受給者確定後、早期に新入学児童・生徒用品費を支給することを実施してまいります。

大きな3つ目でございますが、まず在宅医療と介護連携に関する取り



組み方針につきましては、今般策定した高齢者福祉計画において県や医師会、医療機関、介護関係者等々、共有しながら在宅医療や介護サービス提供体制の構築を推進するものとしていただいております。

なお、医療と介護の連携は、単独の町村では取り組みが困難な事情もございまして、広域的な取り組みにいたしまして、黒川地域医療対策委員会において地域包括ケア体制構築のため、各種連携を図るものとしており、多職種間の連携、薬局と介護の連携などのほか、より医療と介護の連携を推進するため、黒川医療・歯科医との連携や、医師不足の解消を含めた在宅医療体制づくり、情報共有などの取り組みを進めていくものとされていただいております。また、平成30年度初年度とする第7次宮城県地域医療計画においても医療計画と介護計画との整合性の確保は地域包括ケアシステムを支える人材の確保、また在宅医療の推進の部分につきまして多職種協働による在宅医療体制の構築、医療介護の一体的な相談、調整機能の充実を図るため、コーディネーターの育成など、方針が示されているところでございまして、このような動向を注視するとともに、関係機関と十分情報共有を重ねながら御期待に沿えるよう取り組みを進めてまいりたいと存じます。

次に、②のふるさと納税の返礼品に高齢者の見守り訪問を取り入れてはどうかという質問でございまして、ふるさと納税の返礼品につきましては、各事業者から御協力をいただき現在米、日本酒、地ビール、牛肉、施設利用券など69品がございまして、ふるさと納税の返礼品に高齢者の見守り訪問を取り入れてはどうかということですが、町で実施しております高齢者の見守りに関する事業は、返礼品として高齢者の見守り訪問実施している他の自治体の内容等検証し、対応可能か今後検討してまいりたいと考えておるところでございまして。

本町の教育についてというタイトルでございまして、1番目の平成…、「教育長が答弁やっています」の声あり）

以上ですね。以上申し上げ、答弁いたします。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 答弁いただきました。早速順番に再質問に入らせていただきます。

まず1番の①の学力・学習状況調査の件でございまして、小学校、中学校、A問題、B問題というふうでございまして、A問題は身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や実生活に不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識や技能な

ど、主として知識に関する問題を中心とした出題になっていると、あとBは知識、技能等を実生活のさまざまな場面に活用する力やさまざまな課題解決のための構想を立て実践し、評価改善する力などにかかわる内容。主とした活用に関する問題を中心とした出題になっているとのことでございます。

結果の公表についてはできないという答弁でございました。

教育委員会は調査結果の活用及び公表等の取り扱いについて、主体性と責任を持って当たることになっていると理解しております。今回のこの分析というか、結果を踏まえて、それがどのように子供たちの学力向上のところに反映されて活用されているのかについて再度伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

この結果については、学校の特性、そして子供の特性と2種類に分けて報告がまいります。学校の傾向を踏まえてどのようにしていったら学力が向上するのかということ、この結果をもとにして相当学校では分析をしております。これを受けて教育委員会として、ではどこをどのようにしていったらいいのかということと一緒に協議しております。いろいろな課題は見つかっておりますが、簡単にはなかなか言えないところなのですが、本町の子供たちを分析した結果、1つは学習に対する意欲が非常に低い、授業そのものが、授業というより学習の受け方が非常に受け身的であると、これは何に起因するのかということ、基礎基本が十分でなく家庭学習も不足であるからではないかというふうに分析しておるところです。それから成績上位の生徒が伸び悩んでいるということ。成績そのものについては二極化が進んでいる。上位の生徒は校内のみの成績で満足していると、ほかを見て挑戦をするという意欲がないというように見ております。それから授業態度については非常に立派であると、したがって、教員も素直にうなずいたり、素直に返事をしたりするものですから、もうわかったと思って次に進むとわかっていないという状況がございます。それで、こういったことを踏まえて授業そのものの改善に取り組んでいきたいと、要するに授業の最後に振り返りの時間を十分に持って、そしてきょう本当にそこがわかったのか、わからなかったのかということ子供たちに理解させて、それを家庭に持ち帰って勉強させるというような指導の展開をしております。それから、家庭学習に問題がある。これは家庭学習だけでなく、家庭の生活そのものにも問題があるのではないかと、テレビを見る時間とか、ゲームをする時間とか、い

ろいろインターネットをする時間とか、こういったことに時間をとられて家庭学習の時間が少ないという分析もございます。それと先ほどもちよっと申し上げたんですが、学ぶ意義というのが何なのかということをよく理解していない子供が多い。これを勉強しても将来何かに役立つのかという理屈が先行すると学習意欲は上がらないと、そして自分で学習する力も湧いてこないということで、いろんな手は打っているんですが、一つ家庭にことし訴えていきたいと思っているのは、前から話はしているんですが、家庭の日というのを設けて、ほかの町ではノーメディアデーと、メディアには触れさせないということをやっているんですが、せめてうちではノーメディアタイムを少しずつふやして行って、その分家庭学習に当たらせたいということを考えております。それを具体化したものがあるんですが、大人同士の学び合いとか、子供同士の学び合い、きのうも言ったんですが、子供と大人の学び合い、こういったことを通しながら将来役に立つ確かな学力の一端を担う知識技能、こういったものを子供たちに植えつけていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） いろいろ詳しく分析されているという感でございます。これはぜひ何とか保護者へのフィードバックも考えて全体で学力向上に再度チャレンジして行ってほしいと願います。

3番目の指導主事の件なんですが、これは大郷ではないんですけども、指導主事訪問の際に学校の全体会でいじめの話し合いをすることになっていたんですが、教員が話し合いをするだけで指導してもらう形ではないし、また昨年までは1日を要しておりましたが、ことしから半日と短縮され、あまり意味が感じられないという声があったので、今回質問したんです。教員だけでなく、保護者への指導等にもやってもらえるように呼んですることは可能なのでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） お答えいたします。

確かにことしは、午前中は自由に、4時間ですね、指導主事が授業を見ると、午後は1時間授業を二、三人の教員にしてもらって、それを見て問題点を指摘して指導するという形態に変わりました。なぜそのようになったかということ、今までの授業というのは、各個人が指導案を考えて授業に当たると、それをことしからいろんな働き方改革や何かがあって、そしてより指導を効果的にしようということで、共同で指導案をつ

くって授業に当たるということが目的になってきました。それで、何人かで指導案をつくって、その何人かうちの1人が授業をするということで指導主事が授業を見るということは少なくなりました。

それから、全体で生徒指導について話をすることがございましたが、ことしはその時間が少ないようです。でも学校の実情によってぜひこれと言えばその時間はある程度の時間は設けてもらえるということになっております。ただそれで十分なのかということそうではないので、在学青少年育成員というのが事務所に2人おりますので、この専門の人に相談をしたり、それから来てもらっていろいろ指導するというのを今後考えていかなければならないなというふうに思います。

指導主事訪問そのものについて、保護者が参観してどうこうということはどこでも実施しておりませんが、そういった人たちにPTAの研修会や何かに来てもらって講演をするなり、講義をしてもらうということはやっていただけると考えております。

以上です。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） ぜひ指導主事の助言も大いに利用していただきたいなど、このように思います。

4番目の幼保連携型認定こども園について再質問させていただきます。

きのう、大友議員の質問にも答弁は聞いておりますけれども、幼保連携型認定こども園のイメージというのは全然浮かんでこないんですね。去年の9月の定例会で、私の一般質問で町長は31年実施に向けて努力するという答弁をいただきました。若いお母さんに報告したら、「わあ、田中町長すごい」という、こういう反応でございました。幼保連携型認定こども園の私のイメージですと、保育と幼稚園があって、保育というのはいろんな家庭で面倒を見る姑さんがいるとね、保育園に通うことができない。しかし、子供が2人、3人と多くなってくると姑さんへ面倒見てもらえるのも大変だという考えがあるようなんですね。町が考えている幼保連携型認定こども園というのは、具体的にもうちょっと説明していただきたいんですけれども、この3歳児になれば希望すれば全員がまず入園できるのかどうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、お答えいたします。

保育のイメージという部分でお答えをしたいと思います。基本的には幼保連携型認定こども園、ゼロ歳から5歳児までの保育を行うという

ことですが、イメージとしては3歳児以降につきましては保護者の方が就労している、していないにかかわらず一定の時間については共通した幼児教育の時間というふうに申し上げたほうがよろしいと思うんですが、それについては受け入れをすると、それでなおかつ共通時間以降に保育が必要な方については保育を提供するといったようなイメージとなっております。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 今までの幼保連携認定こども園ですか、そういうイメージとは全然違ってもう全てが希望すれば入れるんですよということを聞いて、大変これは安心したというか、これは多分若いお母さんもそれ聞けば安心するんじゃないかなと思います。

そして、今、国としても2019年より消費税10%を見据えて3歳以降の保育料を免除するというふうに計画されています。そうなった場合に少子化ではあるんだけど、やはり保育所に人数がふえてどうしても2つぐらいの教室が必要になるんじゃないかなと、このように自分なりに捉えるんですよ。そしてまた費用に関しても県・国の補助事業でそちらの予算も使えるということになるので、この辺の費用の削減になるという説明があったんですけども、その辺のところの説明をもう少しわかりやすく説明していただきたいのと、あとさらに1年間延ばさざるを得ない理由、例えば人の確保に時間がかかるとか、教育カリキュラムの作成とか、事業者を探すのが大変だとか、その辺のところもあるのかどうか、この辺もう少し御説明お願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） では、まず私のほうからお答えしたいと思います。

まず最初にございました幼児教育の無償化の部分、ただいま御質問がありましたとおり、2019年の4月から一部がスタート、そして翌年の2020年の4月からは全面的に3歳児以降の保育所であれ、幼稚園であれ、こども園であれ、そういった部分についての教育のほうは無償化するという方針が昨年12月に閣議決定をされてございます。ただ、前提条件といたしまして、消費税の税率のアップ、これを前提に置いた中での閣議決定というふうに理解をしているところでございます。

費用面での比較ということでございますけれども、これは幼児教育の無償化に関する消費税の税率のアップが予定されているわけですがけれど

も、その辺の消費税の国全体の歳入の動向がどういうふうに変化するの  
かというようなことも踏まえて、国のほうは地財計画の見直しをするよ  
うなことになるとは思うんですが、現段階での試算というところで申し  
ますと、認定こども園への移行に伴いまして単純比較で1,600万円ほど  
経費節減できるのではないかと見通しを立てておりますが、これは今後  
の制度なり、地方交付税制度の中の財源の調整が図られた中での最終的  
にどうなるかということでございますので、ちょっと確定的には申し上げ  
られない部分があるんですけども、結果的に、最終的にとんとんにな  
るのではないかという予測もちょっとしているところなんですけれども  
も、一応そんなような計算というか、検討をさせていただいたところで  
ございます。

それから、人数的な部分につきましては、現在施設の片方を保育園、  
片方を幼稚園ということを使っておりますが、要は例えば4歳児、5歳  
児の部分を取りましてもそれぞれの施設側で各部屋の法定の定員に対し  
て何人というふうに入れているわけでございますけれども、その辺のと  
ころ、認定こども園になればその辺のところは4歳児は4歳児、5歳児  
は5歳児というような形での学級編成が行われるということになるとい  
うふうに推測されますので、今現在の施設の法定で定められている定員  
を最大限活用するような方向で定員といいますか、受け入れのほうが可  
能なのではないかというふうに現在推測をしているところでございます。

あとは2年後にするという部分の理由という部分でございますけれど  
も、一つにはやはり運営を委託する事業者の選定にある程度の時間を要  
するということと保護者の方に対する説明についても丁寧に行う必要が  
あること、さらには実際の運営に向けては運営事業者並びに保護者等々、  
第三者委員会というんじゃないですけども、運営に関する協議体のよ  
うなものをつくりながら実際の運営に関していろんな保護者の意見を入  
れていく必要があるだろうと、それには一定の時間を要するという部分  
がございました。

それから運営事業者のほうがどちらに決まるかは、これは公募という  
形になると思いますが、その際に今までお世話をしていただいていた保  
育園なり幼稚園の先生が切りかえるのに一気に変わるといふのは児童に対  
する影響が非常に大きいのではないかということで、その辺のところ  
で一定の移行期間を設けまして、共同保育みたいなものをやりながら児童  
に対して先生との信頼関係の醸成というんでしょうか、ちょっと教育関  
係は私のあれなんですけれども、その辺のところもいろいろ考えますと、

やはり2年間程度の移行期間というのが必要かなというような内部検討の結果等があったものでございます。補足があれば教育課のほうからお答えがあると思いますので、よろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 次に答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） 先ほど保健福祉課長が答弁したとおりでございますが、やはり今回認定こども園移行に伴って保護者の方、あと実際そこに通われている保育園なり幼稚園のお子さんたちの急激な変化の中で、心の負担とかにならないように移行措置についても最大限の配慮をしながら2年間という中で業者の選定、あとスムーズな移行を考えているところでございます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） わかりました。きのうの議論だけを聞いているとかなり後退したなという感があつたんですけれども、いろいろ認定こども園になるにしてもいろいろ課題があつて、いろいろ時間がかかると、そういうことも理解できました。完璧ではないんですけれどもできた、このようにお答えいたします。

若いお母さん方の理解が重要だと思いますので、今後丁寧な説明と子ども・子育て会議での議題としていろいろ丁寧な説明をしていただきたいなと思います。

あとは、通学路の件に関しても前向きな答弁をいただきました。

大郷町の歯科診療所付近に横断歩道があります。そして県道は緩やかな上りになってあつて、なおかつ左のカーブになっているんですよ。あそこの横断歩道に立って右から車が、車高の低い車が見えたなと思うと横断歩道までは3秒か4秒ぐらいで到達するスピードを出している車もあるんですね。だからここは非常に危ないんですよ。ここは地元の人と私もストップウォッチで何回か確認したんですけれども、これも平成27年からこの案が作成されていますので、ところがその横断歩道が途切れているところ、民間なんですよね。これが多分大郷の人じゃないと思うんですけれども、そこの土地の所有者とやっぱり交渉してやる必要があると思うんですけれども、この辺も実現のためにはそれも必要だと思うんですけれども、この件に関してやっていただけるのかどうか、答弁をこれは求めます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） お答えいたします。

ただいま和賀議員のほうからお話ありました件につきましては、70メ

一トールほど未整備の区間が残ってございます。たしかに歩行者が途中まで来て、反対側に渡る際には一度警察署のほうまで戻るかやむなしに横断歩道を渡るようなことも必要になるかと思えます。やっぱり通行者の安全を確保すること、さらには人だけじゃなくて車も安全を確保するという観点からも町としましてもここの歩道整備につきましては、ぜひとも必要な箇所とは十分承知してございますので、確かに宮城県、さらには町、一般の方もいらっしゃるんですが、そういった方と再度協議を進めながらよりよい方向に進めてまいりたいと思えます。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） 歩道がちょっとだけ途切れるんですよ。横断歩道のあそここの歯科診療所行ったところの数メートルなんです。そこが民間の土地なのでね、ここはやっぱり交渉するしかないと思うので、ぜひ交渉して、早期にやっていただきたいなど、通学路の危険解消は待ったなしでございまして、よろしく願います。

それから、神明社から皆川鉄工所付近の制限速度の見直し、これも前向きな答弁、これはもらっています。これも4年前にあそこも地元の若いお母さんがあそこが危ないということで、地元から署名活動をして、案も取りそろえて町に要望出しているんですよ。私も会うたびに和賀さんどうなっているのと聞かれて、最近なるべく会わないようにしているんですけども、ここもぜひ早急にやっていただくと、これも前向きに答弁もらっていますから、もう町長はすぐやるだろうと確信して、時間もなくなってきましたので次に行きます。

2番の子育ての支援の2の再質問でございまして。

新入学児童・生徒学用品の入学前支給を、これも平成31年度から予定していますよと、こういう回答いただきました。これも他自治体も入学前に支給するように全国的には4割ぐらいの自治体がもう既に入学前にことしから支給するようになっていくという報道がございました。今やれといっても無理なので、本当に31年度に確実にやっていただくように再度要望をしておきます。

議長（石川良彦君） 要望だけですか。質問にさせていただくように願います。

8番（和賀直義君） わかりました。ぜひ31年度は必ず確実に実施するということを確約してほしいんですけども、教育長どうですか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育長。

教育長（鹿野 毅君） 子供たちの安全確保というのは何よりも優先させなけ



ればならない問題だと。（「新入学」「就学支援」の声あり）すみません。道路のことを今……。これについては課長のほうから答弁させていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。教育課長。

教育課長（斎藤雅彦君） それでは、お答えいたします。

新入学用品の入学前の支給につきましては、31年度から実施について実施していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（石川良彦君） 和賀直義議員。

8番（和賀直義君） ありがとうございます。

妻が妊娠したと、そして赤ちゃんが生まれたと、これは夫婦にとって大きな喜びであり、人生の大イベントであります。子供が生まれる前は好きなときに旅行に行ったり、欲しいものを買ったりと時間とお金の面でも余裕がありましたが、赤ちゃんが生まれると以前と同じ生活はできなくなりますと、なぜなら子育てにお金がかかるからです。それでは実際にお子さんが大きくなるまでどれぐらい費用がかかるか御存じでしょうか。赤ちゃんだと年間104万円、ミルクやおむつ、洋服や医療費などを含めた費用です。小学生になると金額が上がり、年間約115万円、中学生になると約156万ぐらいかかると言われております。幼稚園から高校まで公立に通い、国公立の大学に入学するルートでもそれでも1,000万円ぐらいかかります。だからこそ、子供ができれば両親は無駄を削り、貯金を始める人が多数のようであります。子供がいない夫婦になぜ子供をつくらないんですかというアンケートをとると、子供にはお金がかかるからという回答が半数以上占めると言われております。子育てとお金の問題は切り離すことはできません。子供は宝です。お子さんがいる人生はより豊かな人生になります。当たり前ですが、子供がいなければ孫もできません。子供がいて孫がいる人生が老後を最高のものにしてくれます。

田中町長、お孫さんは何人いますか。田中町長にとっては大郷の子供は全てお孫さんでしょう。安倍総理も少子化は国難だと言っております。教育費負担の軽減、幼児教育の無償化はこれは時の流れです。田中町長、大郷の孫、子供への投資は惜しまないでくださいと、東北財務局の圧力にも屈しないでください。子供の教育、子育てに投資を惜しまないという力強い田中町長の熱い意気込み、御所見を伺って本日の一般質問を終了します。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私も議員と同じ思いでこの立場に覚悟して役場に乗り込んでまいりました。そういう意味では子供は国の宝ということは大分前からそんなお話があるわけでありますが、ようやくここに来て国も少しは親御さんに力を貸す、教育費無料に向けて今走っているところであります。本町はその前に、国の前にもう既に今年度から給食費も無料になります。私も報酬も半分子育て支援、ママたちのために使ってまいりたいと、そういう覚悟でございますので、議員のおっしゃる惜しまない無駄のない行政運営に努めてまいります。（「終わります。ありがとうございます」の声あり）

議長（石川良彦君） ここで、10分間休憩といたします。

午 前 10時57分 休 憩

---

午 前 11時07分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番石川壽和議員。

5番（石川壽和君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、大きな2点を質問させていただきます。

まず第1点目、農業法人3社について。

大松沢に誘致が決まった村上農園、東北アグリヒト、イグナルファームの3法人について次の点をお伺いいたします。

①各法人の予定されている雇用人数とその確保はどうなっているのかお伺いいたします。

2点目、各法人の協定調印に至るまでの経緯と今後の推進計画についてお伺いいたします。

3つ目、操業後、町で期待することはということで所見をお伺いいたします。

続いて第2点目、保健事業を1つの部署でということで質問させていただきます。

大郷町の高齢化率は1月末34.8%、2025年には40%を超える見込みと報告をされております。保健事業の重要性がさらに求められると思っております。

町長の施政方針でも「町民が安心して暮らせる健康なまち」の施策として「健康おおさと21プラン」や「データヘルス計画」などで健康寿命の延伸や町、関係機関、町民が一体となってさらなる健康づくりに取り組むとされております。

現在、保健事業は町民課、保健福祉課、社会福祉協議会でそれぞれの

事業を行っております。聞くところによると連携はとれているとは聞いてはおりますが、町民にとってわかりやすい配置なのかいささか疑問なところもございます。

そこで、この体制を1つの部署にできないかと常々思っております。それには地域包括支援センターを直営にすることが必須とはなっておりますが、もしこれが実現できればデータヘルス計画の目的である疾病の発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防の事業がさらにスムーズに町民にわかりやすく実施できるのではないかと思います。ぜひ人員体制を整えて取り組んでいただきたいと思いますのですが、所見をお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 石川議員にお答えいたします。

1つ目の農業法人3社についての御質問でございますが、各法人の予定されている雇用人数とその確保でございますが、まず株式会社村上農園につきましては1期工事完了後に正社員5名、うち地元採用2名を考えているようであります。パートタイマーは約40名。2期工事完了後には正社員、パートタイマーを合わせて約90名の雇用が予定されているとお聞きしてございます。

次に、株式会社東北アグリヒトにつきましては、正社員が10名、パートタイマー120名の雇用が予定されてございます。

次に、株式会社イグナルファーム大郷につきましては、正社員が3名、パートタイマー20名の雇用が予定されてございます。

従業員の確保関係でございますが、基本的には各法人が求人を出し採用するものと考えておりますが、求職者が集まらない場合、企業さんと協議をしながら町としてもしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

なお、町では地元雇用を強く要望しているところでございます。

②の各法人の協定調印に至るまでの経過と今後の推進計画につきましては、まず株式会社村上農園は、平成28年10月に町長に面会し町に支援の要請を行っております。平成29年1月に第1回地権者説明会、平成29年2月に第2回地権者説明会を経て、平成29年2月末に賃貸借同意書をいただいております。平成29年3月に村井知事を訪問し、共同で支援を要請してございまして、平成29年8月7日に村井知事立ち会いのもと立地協定調印式を行ってございまして、今後の計画は各種法的手続を済ませ、夏ごろに工事に着工したい旨の報告がございまして。

次に株式会社東北アグリヒトは、平成29年3月に町長に面会し、町に協力の依頼を行ってございます。平成29年5月に第1回地権者説明会、平成29年6月に第2回地権者説明会を経て、平成29年6月末に賃貸借同意書をいただいております。平成29年12月に認定農業者の認定を受け、平成29年12月28日に農業経営基盤強化促進法の認定を受け、平成30年1月11日に立地協定調印を行ってございます。平成30年1月から各種測量や調査を経て土木造成工事や施設整備工事に入り、平成31年1月から栽培開始予定と報告を受けております。

次に株式会社イグナルファーム大郷、平成29年6月に町長に面会し、町に協力依頼を行ってございます。平成29年7月初めに賃貸借同意書をいただいております。平成29年12月に認定農業者の認定を受け、平成29年12月28日に農業経営基盤強化促進法の認定を受け、平成30年1月11日に立地協定調印式を行っております。平成30年1月から各種測量や調査を経て、土木造成工事や施設整備工事に入り、平成30年10月からの栽培開始という報告を受けてございます。

③の創業後、町で期待することにつきましては、もちろん自主財源の増収、地域農業の再生、発展と雇用創出を期待しているところでございます。特に地域の活性化に大きな期待があると思っております。

それから、大きな2の保健事業でございますが、御質問にあります保健事業につきましては、広く健康の保持増進に行われる事業でございます。その対象は食育、医療保険者、学校と多岐にわたるものでございますが、地域保健対策といった観点における町の役割といたしましては、学校や企業などの地域の幅広い主体との連携を進め、住民との協働による健康なまちづくりを推進しているところでございます。

また、保健と介護及び福祉を一体的に供給できる体制整備に努めていることなどが要求されているものでございます。現在保健事業に関する町の体制といたしましては、国保保険に関する部分を町民課が、医療福祉を含めた地域保健に関する分野を保健福祉課において所管しておりますが、特定健診や特定保健指導につきましては、保健師との協議のもとで両課協力のもと実施しているところでございます。

また、保健指導事業につきましても主に教育課所管の事業とタイアップして実施するなど、組織横断的に事業を実施している状況でございます。地域保健対策の推進に関する厚生労働省の基本指針におきましても医療・介護・福祉等の関連施策と有機的に連携して行うことと、また保健サービスを介護サービスや福祉サービスと一体的に提供できる体制の

整備に努めているところでございます。

町民の皆様にとりましては、わかりやすい体制とすることの重要性は理解してございますが、当面各部署における連携の強化や相談窓口の周知の徹底等により対応してまいりたいと考えているところでございます。御理解のほどよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上申し上げ、御質問にお答えする内容でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5 番（石川壽和君） 答弁をいただきました。

まず、1点目の（1）についてでございますが、雇用面で、野菜栽培ですので野菜の取り方とか、そんな中身の仕事だとは思いますが、今ここで示された雇用の人数を見ますと、村上農園について最初の40名と後からの90名というのは、最初の40名を含めての90名という考え方なのか、足して130名なのか、その辺どうなのか一度お聞かせいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

2期終了後、合計で90名ということでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5 番（石川壽和君） そうしますと、3社で90名、120名、20名の230名ぐらいの雇用が生まれるということでございます。なおかつ3社とも町外の業者でございますので、正社員の方も何名か数名ずついらっしゃるようでございます。

そんな中、町で掲げている定住促進に即応して多分家族ぐるみでこの仕事に従事するために引っ越される方もいらっしゃると思っておりますし、それとあわせて二百数十名の方がここで働くとなると俗に言うお嫁さんは地元で働きたがらないというようなこともよく聞きますので、大概は町外からの勤務者になると思うんですが、そうするとアパートに住んで仕事をされる方も何人かいらっしゃるのではないかと、このように思います。家族ぐるみの移住、それから独身者の例えばアパートなり、町のほうで、家族ぐるみの場合は6月から販売される高崎団地もあるでしょうし、それから町の住宅もあるわけですので、その辺のところは何かかなると思うんですが、大郷割にアパートが少ないと私思っているんですが、その辺アパートの数とか、そういうところというのは町のほうで把握しているのか、まず1点お聞きをしておきたいと思っております。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 棟数については、数えればわかるんですが、あき状態については正確に把握しておりません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5 番（石川壽和君） 確かに民間のアパートですので、その辺はそうでしょうけれども、そういうこともあわせて考えておかなければいけないのかなと、操業までにはまだ少し時間もあるようでございますので、その辺を町に照会があったときに住むところを紹介できるような体制もとっておけばよりいいのかなと思います。確かに近隣大和町あたりにもありますので、せっかくの働きに来た方をよその町に取られるというのも悔しいところでもありますので、大和町あたりはアパートつくるとすぐ埋まってしまうという状況もあるようでございますので、その辺のところのフォローの仕方を少し町のほうで検討していただけないかなと思うんですが、その辺どうお考えでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 本町の今進めております定住促進事業もあわせながら町と企業が方向性を一致して進めていくという基本を崩さないでいきたいなと思っています。

議長（石川良彦君） 傍聴者に申し上げます。私語は謹んでいただきます。よろしくお願ひします。

石川壽和議員。

5 番（石川壽和君） 本当にその辺のところ力を入れて何とか働きに来る方をできれば町に住んでもらう、そんな体制をとっていただければなと思います。

2 点目に移らせていただきますが、今町長の答弁ですと、3 社とも先方のほうから伺いがあったというような形と捉えてよろしいんでしょうか。その辺一旦お聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

この農業法人 3 社につきましては、県の仙台地方振興事務所のほうを通して大郷町に御紹介があり、それぞれがあと町長に要請、支援を求めてきたものでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5 番（石川壽和君） この 3 社ともたまたまなのか、どうなのかわかりませんが、大松沢に誘致が決まったと、もしわかるのであればどういう経緯で

3社ともあの場所に決まったのか、わかる方がいらっしゃればお聞かせをいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

要請のあったのが今年の夏以前ということですので、前町長の考えのもと、今回出てきた3社については大松沢地区に誘致をしたいということで大松沢地区を中心に用地を探したものでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 確かに前にもお話ししたことあるんですが、大松沢に何もなくなると、残ったのは神社とお寺ばかりだというお話もありましたけれども、こうやって何かが立地すれば人の流れ、車の流れ変わりますし、地域の活性化にもなるなとは思いますが、③と複合するところもあるんですが、実は私も前々から私のうちの前の水田、田んぼですね、企業誘致なり、住宅用地なり、最適な場所だなとずっと思っていました。ただ、農業立地を掲げている本地においてそれは多分禁句だなということで、あまり人に話したこともなかったんですが、今回この3社の立地を受けて、まんざら私の考えも間違っていなかったのかなというような感覚も持ちましたので。

本当に今も話あっち行ったりこっち行ったりしますが、大衡の工場に通っている人たちが4号線、ラジオで聞いていますと、毎日のように2キロ、3キロの渋滞、もし大松沢、うちの前あたりにうちがあれば何のことなく大衡まで通えると、最適どころなのかなと思ったりもしております。その辺のところ通告に入りませんが、町長のお考えを少しお聞かせいただければなと思うんですがよろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 企業の人たちということ。大衡の工業団地に通うことについては。

5番（石川壽和君） そうですね、それもあわせてですね、今回の。

議長（石川良彦君） 雇用される方予測して、通勤ということですね。町長。

町長（田中 学君） 議員のおっしゃるとおり、大松沢地区、今現状見ますと、輝くものが全く見当たらないという、そういう状況だというふうに私も感じてございまして、今回この3社が来ることによってこれを一つの起爆剤にして今後大松沢地区の条件をもっと別な意味でも利用できる地域であるなというふうに思っておりますので、特に大松沢地区は県内でもすごく日照時間の長い地区だと、こういうことで太陽光発電の関連企業がどんどん進出している大変、土地を利用しない、利用する形でも十分

な資産運用ができていますと思いますけれども、そういうものだけでなく今後他町村ともいろんなかかわりある街道筋としての何かを考えると、そういう期待は今後ますます大きくなっていくというふうに思いますので、町も意識して大松沢地区、川北地区の発展的な事業メニューを考えていく、そういう気持ちで取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 私の前のうちの田んぼといっても人の土地でございますので、何言っているんだと言われかねないんですが、今の町長のお考えを聞いて本当に大松沢地区いいところなので、その辺のところのPRもぜひしていただければなと思います。

大きな2点目に移らせていただきます。

今るるお話をいただきました。今、世間でも騒がれております2025年問題、団塊の世代の方々が75歳以上になるのに2025年という、もう数えてみると7年ぐらいしかないんですよ。たまたま私議員にならせていただいてことしが7年目でございます。振り返ってみると、いつきの時間でした。そんな中、町の保健事業、私は常々1つの部署でできないものなのかなと思っておりましたので、今回質問させていただいたんですが、議会の中でも決算なり、予算なりの委員会の中で質問しますと、それは町民課のほうですとか、それは保健福祉課の管轄だねというようなことがよく何回かありましたので、我々が戸惑うぐらいだと町民の方も戸惑いあるのかなという感覚でおりましたので、その辺のところを考えて1つの部署でということにさせていただきました。通告書の中に1つの部署でやるには地域包括支援センターをやっぴり直営にしないと1つの部署でというのは成り立たないわけで、今回この答弁の中で地域包括支援センターのことについては触れられておりませんので、その辺のところ可能なかどうなのかというよりも、直営にする考えはないのか、まずその辺のところ、地域包括支援センターを直営にということで質問をまずさせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） では、まず私のほうからお答えさせていただきますと思います。

答弁の中に特に盛り込んでおりませんでした。包括支援センター、今、社協のほうに委託をしているという形になっておりますけれども、基本的には市町村が主体となって設置をするものとされているところで



ございます。実際問題として、市町村の中には直営でというか、そういう形でやっているところも実例としてはあるようでございますけれども、実態のほうを聞いてみますと、要は包括支援センターの専任の職員として資格のある職員を張りつけて、通常の介護保険とか長寿対策、その業務とは別に人員を確保しながらやっているというのが実態のようでございます。本町の場合、それを当てはめてみますと、さらに有資格者の採用を3名ないし4名程度しなければいけないという部分もございまして、そのほかに直営でその包括支援センターの機能を発揮したとしても、実際その介護予防などの実際の事業をするに当たりましては、どうしても業務を委託する局面が多々出てくるというふうなところがございます。そのところは直営でやれない部分が出てくるというようなこともあるようでございますので、現在社協のほうにその辺のところ、有資格者の確保とあわせてお願いをしているところですが、そうしますと、社協さんのほうで実際の介護予防の事業なり、そういったものも一体的に行えるといったような状況もございまして、そういった体制的な面、あるいは人員採用に当たってのコスト的な面ですとか、それとあとは包括支援センターと実際の事業との連携といったような部分も考えてまいりますと、そういうような事情がございまして、今のような体制に落ちついて事業が遂行されているものというふうに理解をしているところでございます。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 確かに今の課長の答弁そのとおりでと思います。私もこの前もちょっとお邪魔していろいろお話を聞いてきましたが、メリットとして町で踏み込めないところにも社協だと踏み込める、入り込めるというようなメリットもお聞きをしてまいりました。確かに有資格者、コスト、ただこのもし委託をやめて直営にするとしても今かかわっている、確か今3名の方でやっていらっしゃるようですが、その3名の方を丸がかえするような形にすれば有資格者もコスト面といってもこの委託料としてことしも1,600万円何がしの委託料が出ているわけで、コスト面も有資格者の面もクリアできるのではないのかなという単純な私の考えなんですけど、やっぱり連携という形ですと前は郷和荘に委託して、26年間でしたかね、社協のほうにお願いをしているわけですが、郷和荘より近くにきたので連携とれるだろうという、私もその当時教育民生のほうにいましたので、そんな感覚も持ちましたけれども、やっぱり同じ部内にいるのとやっぱり近くとはいえ離れていけばそうそう横の連絡、聞いた

話だとやっぱり社協のほうからの申し出が町のほうにあったというふう  
に、それはうちの管轄ではありませんみたいな返事をされたというよう  
なことも耳には入ってきているものですから、できればやっぱりこれか  
らの2025年問題に向けて7年しかないわけですから、その辺の体制をき  
ちっととっていただければなと思うんですが、同じような質問でござい  
ますが、直営化に向けての考え方、動きというのはあるのかどうなのか、  
まずお聞かせいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 行政でやる場合、ランニングコストとかそういう予算的  
なことだけで議論することは、この問題には私はないと思うんですけれ  
ども、なかなか包括支援事業は当時郷和荘にお願いしていたという記憶、  
私、当時の立場からあったんですけれども、今社協にお願いしている今  
後どんどん増加する団塊の世代の皆さんも75歳に入っていく、そういう  
ことを考えますと新たな団塊の世代が遊びを通して健康増進が図れるよ  
うな何かそういうシステムも考えながら包括支援事業とあわせたもっと  
幅広いところで町も主導していきたいなというふうに思いますが、今後  
の運営についてはやっぱり直営でやるということはいろんな意味でほと  
んど職員を抱えるということになるわけでございますので、社協のほう  
に委託したほうがある意味では柔軟性が出て、今の体制が一番理想では  
ないのかというふうに思います。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 町のほうで考える理想と私の考える理想にちょっと乖離  
があるような感じでおります。町長の掲げた施政方針の中で「町民が安  
心して暮らせる健康なまち」と、それには健康寿命の延伸がまず不可欠  
だろうと、財政健全化に向けても介護予防なり、予防医療なりで保健事  
業、介護予防事業などを遂行してみんなに健康になってもらうというよ  
うな中身だと思うんですが、確かに今の社協にお任せしてやっているこ  
とがベターだと町のほうでお考えなのはよくわかりましたけれども、今  
回なおさら町の機構改革の中で部署の統一なり、部署の異動なり、結構  
ありましたので、何でここに保健事業のほうに目が行かなかったのかな  
とふと思ったものですから、その辺のところもあわせて町のほうでも今  
後検討していただければなと思います。

私、今回の質問をするに当たってすごく悩みがありました。この質問  
をしてもいいのかどうなのか悩んでたまたまきのう議長とちょっとお話  
をしてしてもいいんでないかというようなお話をいただきましたので、

質問させていただきますが、最近この保健事業にかかわる専門職の退職がすごく目立っていると思います。ここ数年でたしか保健師の方が1年足らずで退職された方がたしか2名ぐらい。先月栄養士が1人、今月末で保健師1人と栄養士が1人退職、迷った理由の中にたしか今月末で私の娘も5年お世話になったんですが、いろいろな事情があつてやめるとのことなんですが、ただこれから2025年問題に向けてこの保健事業の重要性、町のほうでもきのう赤間議員なり、千葉議員の質問等にもありましたし、危機感を持っているのはわかりましたけれども、この何か言葉は適当でないかもしれませんが、専門職の方が寄りつかないというか、定着しないという、これは大問題だと思うんですよ。この30年度の保健事業を遂行していく中で、この人員体制が整わないというのはものすごく大問題ではないのかなと思っております。その辺のところ、担当課なり、町長なり、両方の考えをいただければいいんですが、お考えをまずお聞かせいただきたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） まず、私のほうからお答えをしたいと思ひます。

有資格者の退職という部分につきましては、一身上の都合ということで、それ以上のことは私のほうで存じ上げているわけではございません。ただし、欠員が出てきているというのは事実でございますので、こういった保健事業、あるいは介護もそうなんですけれども、介護も医療もそうなんですけれども、基本的にはマンパワーが全てという部分がありますので、やはり有資格者の今後の確保については人事担当のほうとも協議をしながらこれは対応していかなければならないなというふうにございます。なお、人員の確保という面では単に募集をする、試験採用の募集をするということだけではなくて、もう一段何かの本町に勤めていただくことのメリットとなるような取り組みをする中で人員の確保ができないかどうか検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 次に答弁願ひます。小畑参事。

参事（小畑正勝君） お答えいたします。人事関係に関してお答えいたします。

まず、職員の採用につきましては、一般職も専門職、技術職もまず面接の際に町民のために働くかどうかという意思確認をしております。ですので、専門職も事務職も大郷の町民のために働くという意味を確認して採用しております。先ほど千葉課長も話したとおり、やめることにつ

いてはやはり本人の意思でございます。引きとめることもできません。特に専門職については、国家資格を有しているものを、いわゆる採用試験という形で試験を通じて採用しております。今年度も2人採用いたします。数年前から特に介護の部分と保健師については、毎年町村会の求人に応募をしております。応募をいただいているんですが、残念ながら先ほどお話したとおり、1年でやめる方とか、数年でやめる方がおりますが、これはどうしても町としても手の打ちようがないというのが現状です。さらに今後については特に国家資格を有する専門職については、幅広い観点から町の正式な職員ではなくても臨時的に手伝ってもらえる方々も広くこれから公募する予定でございます。

以上です。

議長（石川良彦君） 石川壽和議員。

5番（石川壽和君） 確かにやめる方、一身上の都合があつてでしょう。ただ、ここ数年の経過を見ていて町のほうで異常だと捉えていないのか、もし異常だと捉えているのであれば、一身上の都合で退職者をとめることができなくて、引き留めなくてもざっくばらんな事情なり、意見なり、やめる理由、書面上は一身上の都合になるんでしょうけれども、その辺のところもまでフォローしておかないと、この状態が多分保健師なり栄養士でもみんなネットワーク持っています。お互いに地域地域でメールし合ったり、電話し合ったり、中にはお茶のみ一緒にする人もいるみたいなので、そういううわさが広まると一身上の都合でやめたとはいっても本当の理由をそのネットワークの中で話されたりすると、私だけが危惧しているのかもしれませんが、その辺のところまで考える事態になっているんじゃないかなと私個人的には思っています。こんな公の場でこんな話をしているのかどうなのか、私本当に悩んで発言させていただいているんですが、危機と捉えてもう少し踏み込んだ対応をされたほうが町のためにもいいのかなと思います。

最後に今のことを町長の見解を聞いて終わりたいと思うんですが、よろしく願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変貴重な御質問いただいております。この問題につきましては、重く受けとめてございまして、過般退職したいという職員から直接お話を聞く時間を持ちました。子供がこれから中学校に入るので、夫婦で外に出ていて空き家に子供が部活で帰ってくる、そういう環境はつくりたくないということで、本町まで通ってくる時間、大変本人

からすればもったいない、その通う時間で地元に必要なとする職場があるので地元で職を求めると、こういうことでやめられる理由がそういうことだったんですが、それでは今後どうするかということで、私も友人に医者もいるし、大学の教授もいる、そういう人たちともお話をいろいろする機会をつくって相談しているんですけども、なかなか保健師が今そっちからもこっちからも社会的に引っ張りだこで、どうも定年になった保健師も職についていないと、じゃあ何とかしなくてないということとで今急いでいるんですけども、ようやく先ほど小畑参事が申し上げた内容で何とか保健師については今年度クリアできるようですから、あと栄養士関係についても学校にも呼びかけて何とかしたいなというふうに思っております。だからといって3人必要なのに4人抱えておくという予備も持っているということも、これもなかなかできないもので、今後瞬時にそういう問題に対応していく環境づくりをしてまいりたいと思います。（「よろしくお願いいたします」の声あり）

議長（石川良彦君） これで石川壽和議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩といたします。再開は午後1時15分といたします。

午 前 1 1 時 5 6 分 休 憩

午 後 1 時 1 5 分 開 議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

6 番若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） 6 番若生 寛でございます。

今定例会の最後でございますので、もう少し辛抱いただければなと思います。

まず、2つの大きな質問を用意いたしました。

まず第1に、高崎団地分譲宅地早期完売の方策はということございまして、平成26年度より定住促進事業といたしまして始まりまして造成工事もほぼ完了いたしまして、いよいよ宅地分譲が始まるということとでございます。これまで数回の全員協議会の中で説明をしていただきまして、ここに至っておりますが、いろんな意見が出ているところでございます。何はともあれ町といたしまして早期に完売することが大変必要ではないかと思われまして。そこで次の2点についてお伺いしたいと思っております。

まず、分譲宅地早期完売ということと掲げておりますが、その方策は

ということでお伺いいたします。

次に、宅地購入者への支援策、いろいろな支援策、どこの自治体でも講じているわけですが、その支援策について詳しく御説明いただければなと思っております。

次に、大きな2番目といたしまして、先ほども石川議員のほうから質問ありましたが、大松沢に誘致いたしました3農業法人への支援と野菜作でございますので水を大量に使うということで、地下水を利用すると聞いております。その中で来ます3社のほかにも地元の農業法人がビニールハウス、大分きのう見ましたらビニールもかかりまして大分進んでおります。そこに1町歩のビニールハウスを建てまして、そこでも野菜を栽培するというので、そこでも地下水を利用することによってございまして。直径にいたしまして約2キロぐらいかなと思われそうですが、その中に地下水を利用する4つの井戸が掘られるということで、その地下水をあまり上げることによって地盤沈下、あるいは既存の用水の枯渇のおそれがあるのではないかと思いますので、その対策を何か打っておられるか、そこをお伺いしたいと思っております。

次に小さい2番目といたしまして、その大郷に参ります3法人への支援策、いろんな支援策があらうかと思っておりますが、その支援策についてお伺いしたいと思っております。

以上、よろしくお伺いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいま若生議員より御質問ございました1つ目の高崎団地分譲地早期完売の方策の1つとして分譲住宅地早期完売の方策については、もちろん宣伝広告関係では高崎団地分譲チラシの配布なども行いますけれども、ポスターの掲示なり、分譲地及び県道の入口周辺に看板なども設置して、のぼり旗の設置なども計画して目立つ宣伝が効果的に土地を求める皆さんから目立つ施策を講じてまいりたいというふうに思っているところであります。

また、民間企業との連携による販売も力強く促進してまいります。

2つ目でございますけれども、宅地購入者への支援策について。

まず1つ目が宅地取得支援助成金でございます。分譲地を取得し、2年以内で住宅を建設または建売住宅を購入する方で18歳、高校生以下の扶養家族がいる方に最大60万円の補助金を交付してまいりたいと思っております。

2つ目が住宅ローンの金利引き下げでございます。先日3月2日でご

ございましたが、住宅金融支援機構と協定を結びましたが、住宅取得支援補助金に該当し、申し込み者が45歳未満で18歳、高校以下の扶養家族がいる方が住宅金融支援機構と民間金融機関の提携をするフラット35という子育て支援型による住宅ローンを利用した場合、借り入れ金利が当初5年間0.25%引き下げる制度でございます。

3つ目が、若者子育て世代定住促進住宅取得支援奨励金でございます。これは、夫婦合計で80歳以下、または15歳、小学校以下の子供がいる方が住宅を新築した場合、納付した固定資産税相当額、5年間奨励金として交付いたします。

また、新築後に子供が生まれた場合は、第2子まで交付期間を延長する制度でございます。

このほかに移住・定住子育てファーストクラスのまちづくりを目指してさまざまな移住・定住支援、子育て支援を行っており、この分譲を機会に広くアピールしてまいりたいと考えております。

大きな2番目でございますが、大松沢に誘致した農業法人の支援と地下水利用についての御質問でございます。

1つ目の地下水の揚水による地盤沈下、既存用水の枯渇対策でございますけれども、地下水の採取に関する規制は宮城県の公害防止協定で規定されてございますが、規定区域は仙台市及び塩釜、多賀城、利府の一部となっておりまして、大郷町は規制区域には指定されてございません。地下水につきましては、浅層地下水と深層、深い層の地下水の2つに区別することができますが、目安としてはおおむね20メートルから30メートル程度の浅い地下水を浅層地下水と呼んでいるようでございます。50メートルから60メートルより深い地下水を深層地下水と呼ぶことが多いようでございますが、明確な深さ、定義があるわけではないということでございます。

各法人の地下水深度はおおむね100メートルから130メートルと伺ってございます。地盤沈下や既存用水の枯渇の可能性は低いものと思っております。場所や深度により同じ水脈かどうかはくみ上げてみなければわからないという現実でございますので、地盤沈下や既存の用水枯渇の水脈、水量によるわけではないと思われれます。水脈も流れている、プールのようにたまっている状況ではないということでございますので、対策としては事業者の揚水量の低下が発生するかどうか、今後記録し、報告していただくような方策をとってまいりたいと思っております。もしくみ上げて水量が足りないというようなことが発生すればさまざまな揚水対

策を講じていくよう指導してまいりたいと思います。もちろん今回の場合は、法人に本町の飲料水も供給するわけですので、その水の利用なども考えていきたいというふうに思います。

②の法人への支援策でございますが、1つ目として上水道配水管の設置を考えております。基本的には生活用水として使うということでございますが、ボウリングの設置、事故が発生した場合の栽培用水にも利用できるような配管にするようでございます。

2つ目でございますが、雇用対策としては基本的に企業側において求人を出し採用するものと考えておりますが、求職者が集まらない場合、企業と本町が協議をしながら支援してまいりたいと考えているところであります。なお、従業員の雇用につきましては、地元最優先に採用していただくよう強く要望してございますので、心配ないというふうに思います。

3つ目でございますが、今回議案第10号大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域による固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正を提案してございますが、可決後において同条例の要件を満たした場合、3年間の固定資産税の課税免除を行うこととしてございます。

以上、御質問にお答えを申し上げて再度御提案をいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） まず、早期完売の方策、ただいま答弁いただきましたが、これはどこの分譲地なり、会社でも行っていることかなと思われまして。その中で民間企業との連携による販売の件としたいという、そのような答弁でございましたが、これは具体的に何かお持ちでしたらその辺のところお願いしたいと思っております。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 民間企業との連携ということなんですが、今回高崎団地の分譲地に関する条例のほうを提案させていただくわけなんですが、その中に個人でなく、住宅建設業者さんも購入できる旨の条例としたいということで、そういった住宅関連の建物の工事をする方と連携をとって、その方にも販売できるような形でやっていきたいということでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） これに関しまして、1月の23でしたか、13だか、15でし



たかちょっと忘れてしまいました。全員協議会があった際に町長のお話によりますと、大郷町には坪4万円で土地を求めても売れるわけがないと業者が言っていたと話をお聞きしたわけでございます。そういう話を町長がみずからされておいて、企業にお願いするということが、これは何か町長の言った話とちょっと筋が違うんじゃないかと。もしそのような発言をなされた業者、もし公表できるのであればそれ教えていただければなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） このことは、大郷町で平均して5万円か4万円未満の土地でないと業者としては販売するのに大変難儀だと、それぐらいが土地の評価と申しますか、住宅を求める方からすればそれぐらいの魅力しかないということではないかと思えます。そのことをいろいろ高崎団地の今度の売り出すいろんな手法を考える際に実は既に本町で誘致した味明小学校跡地を利用したスモリ工業の会社の担当と話をしたんですが、なかなかあの場所では5万円という土地の価格は厳しいと、こういう話がありましたので、申し上げたということでございます。ただ、きのうから再三この価格のことでの議論をしてきたわけでありまして、今回示している価格で我々は完売を目指していこうという計画でございますが、やってみなければわかりませんが、できるだけ町に損失を出さないような、そういう内容で取り組んでまいりたいと思えます。

なぜ住宅関連の業者にもこの販売を許すかということになりますと、やっぱり業者は業者のいろんなやり方があるかと思えますので、二重三重の方法を講じながら早くこの土地を完売させるということが我々の使命でございますので、そんなことを考えてこれから臨んでまいりたいというふうに思えます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 何か町長のお話には矛盾を感じるころがいくつかあるような感じもしますが、完売に向けていくというのは、これはお互いに我々議員も執行部もこれに向けていくわけでございますので、それはいいわけなんです。前回全協の中でまちづくり推進課の課長の話によりますと、郵便局の隣の宅地、現在随分うちが建っておりますが、あそこで大体4万円ぐらいで、坪4万円ぐらいで動いたと、それに造成費等を加えると私の計算で大体坪6万4,000円ぐらいになると思うわけでございます。しかしながら、業者にそう言われて高崎団地完売に力を入れると言いながら今回の来年度予算で宅地の特別会計で坪8万5,000円で売

りに出しましょうと、これは誰が考えても中村と土橋でどっちに住みますかと言われたら私は中村のほうがいいですよと言うに決まっていると思うんですがね、その中で中村で大体6万4,000円から7万円弱、土橋、あそこで8万5,000円という、この単価についてですね、やはり早期完売の方策といったらやっぱり一番先にお金の問題が出てくると思うんですが、その辺はどのように御説明されるのかお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 私が申し上げているのが矛盾だと、こういうことになりますと、議員のこの事業を当初からなぜあの場所にそんなにも前任者が愛着を持ってこの住宅促進事業を進めたのかと、あの場所にこれだけの投資をして本町の定住促進を図らなくてはなかったのか、なぜあの場所にそんなに愛着を持ったのかというところに私のほうが矛盾を感じているんですよ。あの場所が本当に10万で造成して、幾ら促進事業だといってもそれでも半分は国費が入って補助金半分、町の持ち出し半分だというような内容で5万、3万で販売するというのであればまた議論は違うわけではありますが、本町の町費丸々100%投入した宅地造成が3万、5万、6万で販売するということになりましたら、多分町民感情としては何をやっているんだという意見はそっちからもこっちからも出てくる、そういうこと考えて皆さんと2回も価格決定する全協を開いていただきましたが、最後に御提示を申し上げた内容にせざるを得なかったと、こういうことでございます。この8万5,991円という数字を出したのも公金を使っている事業だからこそ我々は真剣に取り扱わなくてはならないと、こういうことでもあります。事業をやったことの評価とか、成果、これを議論すれば多分あそこに何だと、これだけの値打ちがあるのかということでも多分問題は我々考える以上に大きいものではないかというふうに思いますので、その辺町民にも説明できる、これだけで何とかしなければならぬという、この8,300万円の町の持ち出し、これはかぶるわけですけども、これでその定住促進の大義として町民に説明すると、こういうことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 今、ここに試算表として私も持っていますが、確かに坪8万5,000円何がして売っても8,300万ですか、持ち出しになるという話でございます。その計算は確かにその計算かと思えます。しかしながら、では投入した税金、その事業で全部回収する、しなくてはいけないんですか。簡潔にお願いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 全く議員の試算からして私の試算の能力と議員の能力が立場上からしても違うわけでありますから申し上げますが、町民の税金でやっている事業だからこそ、この事業が最初に出発する時点から、あの場所がとか、これだけの資金を投下してやらなければならなかったのかという、何でこんなにあの場所に愛着を持ったのか、議員、一番最初にその件から本来ならば始まらなければいけないですよ。本当の議論をする場合には。私は議員のその質問に対して私の持っている答弁はこれ以上安くするというので一番最初から販売する考えはございません。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） それは8,300万の持ち出しが云々ということだと私は理解しました。

では、今回の答弁につきまして、ちょっと飛びますが、②の回答でその3つ目の支援策、固定資産税相当額5年間還付しますよと、この5年間で大体どれぐらいの、行ったり来たりしますけれども、ここの計算はなさっていますか。金額だけでよろしいです。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えします。

過去の例を参考にしまして、5年間で80万ほどと試算しております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 5年間で80万ということは十五、六万ということになるかと思うんですが、私の調べた固定資産税は大体建てた家にもよろうかと思いますが、大体20万から30万の間ぐらいかなと思って計算してきたわけでございます。その中でただいま5年で80万という額が出ました。固定資産税80万、年にしますと16万、あと私税務課のほうにお邪魔して、町民税の調査もいたしました。その中で町民税4つぐらいのケースを挙げていただきまして、平均しますと住民税という形を出していただきまして、平均して年間、住民税で23万8,000円ぐらいと出しました。それは町民税が大体6割ということでございましたので、その辺ちょっと十三、四万ぐらいですか。そうして計算しますと、大体両方で30万ちょっとぐらい年間税収あるわけでございます。年間30万、これは10年で300万、20年で600万、それぐらいの額にしかありません。このような形である程度税収が見込まれる、この税収はどのように計算するわけですか。町長。

議長（石川良彦君） 何か質問がちょっと。

6 番（若生 寛君） このぐらい収入があるんだから、まるっきり持ち出しと  
いうことはないんじゃないですか、町長どうなんですかと聞いたんです。

議長（石川良彦君） 要するに8,000万円の分にそこに将来的にそのぐらい入る  
でしょうという、その辺は考慮されているかということですか。

そのことについて答弁願います。町長。

町長（田中 学君） まず、数学上そうなりますけれども、私が求めているの  
はこの事業に対して町民の税金を投入する、この事業がそういう計算だ  
けでいくとすれば大変な間違いがございまして、町の財政は破綻します  
よ。ですから、「それでいいです」の声あり）それでいい。

議長（石川良彦君） 今、答弁中ですから。町長加えることない。はい、どう  
ぞ。答弁願います。

町長（田中 学君） それですから、仕分けをして我々今議論しているわけで、  
その論理でいくのであれば全て何も議論する必要ないですよ。100年後  
にこうなるんじゃないか、50年後にこうなるんじゃないかと、そうでは  
なくて、単年度単年度で我々決算やっている、事業を抱えていながらこ  
の造成工事に対する考え方として皆さんからの徴収した税金を2億つき  
込んで捨てるようなことにはいかないでしょうと、こういうことで今我  
々悩んでいるところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） そのとおりかと思いますが、しからばこれが例になるか  
どうかわかりません。道路つくりました、1億かかりました、それでそ  
の1億はどう理解したらいいのか。例えばこれも例が悪いかもしれません。  
今度給食費、子供たちの給食費、年間3,000万というのが出ます。  
ではこの税金3,000万円はどう理解したらいいのか。そこで何かおかし  
くなってきます。その中で今回の団地は定住促進事業、何とか町に新し  
い人に来ていただいて、大郷の町の人の流れなり、流れを変えましょ  
うという形できたのに、それに対して税金の無駄遣いという話をする、そ  
のこと自体が私はおかしいんじゃないかと。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） そういう考えでいきますと、我々財政を管理する立場か  
ら申し上げますと、そういう考え方で前任者がやったんだべなと思うん  
ですよ。ですから、起債がふえていく。これはある金で町が基金を崩し  
て、そして足りない分一般企業から借りて財源を生み出している。それ  
をこの事業で、これは事業費ですから、事業費で造成費をそんなに損し  
てまでやらなくてはなかったのと、何でそこに愛着を持ったのと、だっ

たらもらった土地だからくれてもいいぐらいの発想に立って若者定住を考えたらよかったんじゃないですか。そういう考えはなかったんですか、議会の中で。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） いろいろ発展しまして、しからばあの事業はどうだったのや、しからばこの事業はどうだったのやとなりそんな雰囲気もあります。基金に関しては私も今回調べておりませんので、基金が今どうなって、8年前と比べてどうなって、去年の9月と比べてどうなったかというのはちょっと私調べていないからそこまではできませんが、それは確かに田中町長それぐらいの自信があって、基金俺は崩さなかったんだ、使わなかったんだ、残してけだんだという自信があるんだったらそれでいいと思いますが、あとでその点に関しては調べさせていただいて、まだ討論したいと思います。

今回のこの完売の方策、やはり私の意見が一番は価格だと、そのように思っておりますので、その点に関しては再度お聞きしますが、8万5,000円というのは変えるつもりはないんですか。あるんですか。その辺お聞かせいただきたい。簡潔にお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 世の中にはまだ出していないわけですから、出してどうという反応するか、市場がどういう反応するかを見ながら、これでは難しいと、じゃあ価格を下げなくてはならない、じゃあ妥当な線がどこだということも今後あり得ることですから、そんなにがたがた急いでやる必要はないというふうに思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 町長がそういう考えでしたら、それに従うわけですが、しかしながら、8万5,000円で1人のお客さんがついたら、それで1人だけ入れて全然売れなかったからそれでは7万円にしましょう、6万円にしましょうというのはちょっと問題があるかと思いますが、その辺も考えてやっていただければいいのかなと思います。

あと、民間企業との連携、これは確かにすばらしいことだと思います。その辺は先ほどもスモリ工業云々という話出しましたが、その辺のところ、スモリ工業の方にも御理解いただきまして、全部とはいいいませんが、10区画なり、15区画なりお買い求めいただいて、宅地建て売りという形で販売していただきますように私からもお願いしたいと思いますが、その辺御決意をお願いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） もちろんそのようにさせていただきたいと思いますが、それに一言つけ加えさせていただくと、今民間でも宅地開発手がけておりますが、そこはスモリ工業で全区画を購入するということの前提に立って、坪5万以下で4万幾らの単価で販売するという考えなそうであります。そういうところが出てきますと、そこで向こうと比較されてますます状況が変わってくるなというふうにも思います。そういうことも考えながらこれからこの経済というのはそういうことなので、我々役場もある意味で民間とは違いますけれども、その大義が定住促進事業だから町民の金、八千何百万かぶってもしかたないとか、逆にこれを2万円、3万円で販売してもやむを得ないんだという、この大義が定義として理解されるような本当にこの事業なのかということを私は最後に申し上げさせていただいて終わりにします。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 終わりにしますと言われたけれども、そうやって3万、4万で売り出す業者もあるという話、今、後出しですかすかそういうの出されてきたら、またそこに食いつかなければならないような話になってくると思うんだけれども、まずこれはこれで今回はおさめておきますので、どうか価格の面、あるいは民間企業との連携の点についてはよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2番目の支援についてですが、この住宅取得支援補助金、最大60万円とありますが、最大というのはどのような意味でしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 高崎団地を購入して、合計年齢が80歳未満の夫婦、もしくは18歳未満の子供を扶養する御家族というか、親子の場合30万円、それに町内業者を使った場合の加算金として30万円、合わせて30万プラス30万で60万という意味でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） この今課長の言った合計80歳、3つ目に80歳に書いてあるわけなんだ。これ1番目も80歳に該当するというのでいいんだね。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 今回要綱を改正しまして、3番目のと合わせるような形で80歳、子供のいない夫婦になりますけれども、その場合も該当させるというような要綱を制定したいと考えております。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） そこに80歳とこだわった何か意味があろうかと思うんですが、やっぱり私的にはある程度線は引かなくてはならないと思うんですが、80歳といたら同じ年で40歳、旦那さん40歳、奥さん40歳、それ以降でも宅地を求めてくる方がいるかと思うんですが、この80歳には私年齢制限までつけなくてもよろしいのではないかと思います、その辺いかがですか。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えします。

私どもの考えの中では、子孫と申しますか、子供の出生まで願っておりまして、その辺の、きのうも少し出ましたけれども、限界年齢が人によって差はあるものの、夫婦合計80歳ぐらいが限界なのではないかというふうに思って80歳に設定させていただきました。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） 確かに子供云々と言われればそうだと思います。しかしその中で固定資産税の条件としてその後子供が生まれたらまた延長するという話、2人目までは延長するという話もあるんですが、子供生まれるのはそのとおりかと思いますが、やはりどっちも1番目でも80歳、3番目でも80歳というのは私はちょっと問題があるのかなと思います。ある程度年に関係なく大郷に住みたいなという方もあろうかと思いますが。子育てもある程度もう少しで社会人になるような方もいるのではないかと思いますので、この1番目の住宅取得支援補助金については年齢制限、これは外すことはできないのか、その辺町長、いかが考えますか。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 80歳のほうについては、子供がいない場合でありまして、お子様が18歳未満、高校生未満の子供を扶養している場合には、夫婦の年齢というものは一切関係ございませんので、理解のほどお願いいたしたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） 理解しろと言われれば私も絶対だめだと言えないけれども、でもある程度そのような甘い点もあってもいいんじゃないかなと、大郷町かたいなと言われるよりもああこの辺ちょっと甘くて大郷町住みたいなと思うこともたまにはあろうかと思いますが、そういう考えもこれからもし何かの機会がありましたら、その辺また考えていただくかもしれないので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、金利の部分でございます。

これ0.2%引き下げ、5年間、この額は大体どのぐらい見ていますか。  
議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

フラット35子育て支援型を利用した場合で、仮に3,000万円の借入金を35年間で返済するといった場合で、お得になるといいますか、減らされる金利分が38万9,000円ほどでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） これは住宅支援機構、これは私勉強不足なんです、住宅金融公庫ともまた違うわけですか。同じ。はい。

うちを建てて住宅ローンを組むというのは、金融公庫だけではなく、農協やら銀行やらいろいろあるかと思うんですが、これはここだけに限らずこれは公庫でこのぐらい負担するということですか。町で負担するんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） この機構は金融公庫から変わった機構でございますが、現在直接的には貸し出しはしておりませんで、金融機関との連携によって、それで提供している制度でございます。この辺ですと七十七銀行だったり、仙台銀行さんなどが該当するかと思うんですが、借り入れ先はあくまでも金融機関から借りて、そして機構側からその分の利子補給みたいな形で金利が引き下がるという考え方でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ちょっと私この仕組みわからないわけなんです、例えば農協から借りた場合、この対象にはなるんですか、ならないんですか。銀行はわかりましたけれども。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 農協は提携していないと思われまして、農協の場合はならないと思います。あくまでも機構と提携している金融機関を利用した場合ということになります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） わかりました。

しかしながら、その住宅金融支援機構、バックがとても大きい日本国でなかったですか。だからこんな0.25なんてけちなこと言わないで1なり2なり引き下げるような交渉を何とかお願いしたいと思うんですが、人脈のほうから町長そういう交渉ぜひお願いしたいんですが、いかがで



しょうか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） このことだけは我々の力及ぶところではございませんので、多分無理だというふうに思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 何か急にトーンが下がって、もう少し田中町長らしく何とかやるという答弁欲しかったんですが、ぜひそう言わず何かの機会を捉えてぜひやっていただければと思います。

次に大きい2番目になります。

まず、地下水でございます。

地下水はここで地盤沈下やら、そういう対策は規制区域でしかそういうのはできないという答弁でございました。しかしながら、水を使って大松沢でも結構な量、私、量どれぐらい使うかちょっと調べなかったわけでございますが、どれぐらい水を使うかという、その辺の業者への話し合いの中で、そういう話し合いはなかったんでしょうか。これはどうなのかな。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

村上農園さんが日量最大200トン、それから東北アグリヒトさんが最大280トン、イグナルファームさんが最大80トンということになりますが、ある程度循環いたしますので、毎日それだけの量を使うというわけではございません。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） かなりの量の水かと思います。

この水によりまして、規制地域外であってもやはり地盤沈下なりということが起こり得る可能性はあろうかと思います。その中で、もしそのようなことが起きましたら、いち早く対応をお願いしたいんですが、その辺の体制づくりについてお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

まだ地下水に関して揚水に関しての取り決め事項の協議会とかは開いておりませんが、今後工事着手、生産開始に向けて話し合う会がございますので、その際には揚水量のチェック等を毎日していただくよう要請し、その変化が見られた場合には速やかに報告をいただくという形で協

議を進めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） この地盤沈下のあれは沈んで初めて出てくるものでございますので、素早い対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、②のほうの支援策でございます。

3つほど上がっておりました。直接支援という形では上水道の配管の布設、あるいは固定資産税の課税免除という形でございますが、この固定資産税の免除、これについては3社とも借地だと思ったんですが、その辺の固定資産税の免除というのはどのような考えでいったらよろしいんですか。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） お答えいたします。

法人さんの持っている固定資産ということになりますので、建物、それからハウス、工作物、機械類、そういったものにも固定資産税が課税されますので、そちらのほうの課税免除ということになります。土地は該当しないことになります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） わかりました。

それで、3年間でどれぐらい見越していますか。

議長（石川良彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 申しわけありません。各企業さんのハウスの設置費用とかはまだはっきり出ていないものですから、ちょっと試算しておりません。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） そのとおりでした。どうも愚問でございました。

会社にすればいろんな支援を望んでいるはずでございます。いろいろ相談しながら、町も業者と相談しながらこれから進んでいくわけでございますが、町長があれほど農業云々という形で農業の企業の誘致を進めていくという決意のもとに来ていただいた法人でございますので、あらゆる支援をこれからもお願いしておきまして、これからこれらの企業から支援を来たときの対応について町長の決意を伺っておきまして私の質問を終わりたいと思いますが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいま議員から大変ありがたい御質問をいただきました。我々も最善を尽くしてせつかく大郷町に、知らない土地に来る企業

の皆さんが本当に来てよかったと、これからも増産していくんだというぐらいのやっぱり気持ちになってもらうような、そういう環境づくりに努力してまいりたいと思います。

地元の議員の皆様には特にお願いを申し上げていい環境づくりに努力してまいりたいとお誓いを申し上げたいと思います。ありがとうございました。

議長（石川良彦君） 以上で、一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 開議

議長（石川良彦君） まず、先ほどの若生 寛議員に対する一般質問において答弁に誤りがありましたので、訂正の件をまちづくり推進課長から申し上げます。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 大変申しわけありません。

先ほど村上農園の揚水量のお話をさせていただきましたが、1ヘクタール当たり200トンの誤りでございまして、最終的に4ヘクタールを超えることとなりますので、それが全部完成した後は800トンを超えるというような形になります。

以上でございます。

---

### 日程第 3 報告第 1号 大郷町障害者福祉計画について

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、報告第1号 大郷町障害者福祉計画についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

報告第1号 大郷町障害者福祉計画について

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第8項の規定により、別紙のとおり報告する。

平成30年3月5日提出。大郷町長。

本計画につきましては、障害者基本法に基づく町の障害者基本計画でございまして、障害者施策を推進するに当たっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者福祉に関する行政運営の指針とするために作成したものでございます。

なお、障害者総合支援法による障害者福祉計画並びに児童福祉法によ

る障害児福祉計画としても位置づけられているものでございまして、障害者、障害児の地域生活支援のためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、計画的な支援体制の確保について定めたものとなっております。

計画期間につきましては、障害者基本計画については平成30年度から平成35年度までの6年間、障害者福祉計画並びに障害児福祉計画にありましては同じく平成32年度までの3年間となっております。

今回の計画につきましては、国の基本指針である共生社会の実現を目指し、諸施策を講じるとともに、この理念のもと計画の対象を障害者から全町民に拡大をいたしましたほか、国の指針に沿った数値目標を設定し、各種サービス供給体制の充実強化を図っていく内容としたものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付をいたしました計画のほうをごらんいただきたいと思っております。

以上で大郷町障害者福祉計画についての御報告とさせていただきます。  
議長（石川良彦君） 以上で、報告第1号について説明を終わります。

なお、報告第1号は報告のみとなります。

---

日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
について

議長（石川良彦君） 次に、日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者としたので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 大郷町中村字山崎 21 番地の 1

氏 名 相澤恵子

生年月日 昭和 25 年 7 月 2 日

平成 30 年 3 月 5 日提出。大郷町長。

経歴につきましては次ページにございますので、ごらんをいただいて御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（石川良彦君） ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番石川壽和議員、6番若生 寛議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

次に、開票を行います。石川壽和議員及び若生 寛議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち 賛成 13票

反対 ゼロ票

以上のとおり、賛成全員であります。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり適任と認めることに決定いたしました。

---

日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
について

議長（石川良彦君） 次に、日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものでございます。

下記の者を人権擁護委員の候補者としたいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 大郷町大松沢字宮畑 30 番地の 2

氏 名 鈴木利博

生年月日 昭和 42 年 1 月 17 日

平成 30 年 3 月 5 日提出。大郷町長。

経歴につきましては次ページにございますので、ごらんの上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に7番赤間 滋議員、8番和賀直義議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

次に、開票を行います。赤間 滋議員及び和賀直義議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち 賛成 12票

反対 1票

以上のとおり、賛成多数であります。

したがって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案どおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第 6 同意第 1 号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（石川良彦君） 次に、日程第6、同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田中 学君） 同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるものでございます。

下記の者を大郷町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 大郷町大松沢字吉ヶ沢屋敷9番地の1

氏 名 高橋貞吉

生年月日 昭和26年8月18日

平成30年3月5日提出。大郷町長。

経歴につきましては、ごらんの上、御同意をいただきますようお願い申し上げます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） ないようですので、これをもって質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、議会運営に関する基準第111により討論は省略し、投票による表決といたします。

これより、同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名により行います。

ただいまの出席議員は全員であります。

次に、立会人の指名を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に9番高橋重信議員、10番高橋壽一議員を指名いたします。

これから投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（石川良彦君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票の取り扱いは、議会運営に関する基準第118の規定により否決とみなします。



投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（石川良彦君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（石川良彦君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終わります。

次に、開票を行います。高橋重信議員及び高橋壽一議員の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（石川良彦君） 投票の結果を報告します。

投票総数 13票

うち有効投票 13票

無効投票 ゼロ票です。

有効投票のうち 賛成 13票

反対 ゼロ票

以上のおおり、賛成全員であります。

したがって、同意第1号 大郷町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては原案どおり同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第 7 議案第 4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 5号 大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 9 議案第 6号 大郷町課設置条例の一部改正について

日程第 1 0	議案第 7 号	大郷町職員定数条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 8 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 1 2	議案第 9 号	大郷町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 1 3	議案第 1 0 号	大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
日程第 1 4	議案第 1 1 号	大郷町国民健康保険条例の一部改正について
日程第 1 5	議案第 1 2 号	大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 1 6	議案第 1 3 号	大郷町介護保険条例の一部改正について
日程第 1 7	議案第 1 4 号	大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 1 5 号	大郷町上水道事業給水条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 1 6 号	吉田川流域溜池大和町外 3 市 3 ケ町村組合規約の変更について
日程第 2 0	議案第 1 7 号	平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 2 1	議案第 1 8 号	平成 2 9 年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 2	議案第 1 9 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 3	議案第 2 0 号	平成 2 9 年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 4	議案第 2 1 号	平成 2 9 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 2 2 号	平成 2 9 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 6	議案第 2 3 号	平成 2 9 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 7	議案第 2 4 号	平成 2 9 年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 8	議案第 2 5 号	平成 2 9 年度大郷町水道事業会計補正予算

(第3号)

議長（石川良彦君） 次に、日程第7、議案第4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定について、日程第8、議案第5号 大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第9、議案第6号 大郷町課設置条例の一部改正について、日程第10、議案第7号 大郷町職員定数条例の一部改正について、日程第11、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第12、議案第9号 大郷町国民健康保険税条例の一部改正について、日程第13、議案第10号 大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、日程第14、議案第11号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について、日程第15、議案第12号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、日程第16、議案第13号 大郷町介護保険条例の一部改正について、日程第17、議案第14号 大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について、日程第18、議案第15号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について、日程第19、議案第16号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更について、日程第20、議案第17号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第9号）日程第21、議案第18号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第22、議案第19号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）、日程第23、議案第20号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第24、議案第21号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第25、議案第22号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、日程第26、議案第23号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）、日程第27、議案第24号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）、日程第28、議案第25号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第4号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） それでは、議案書の12ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の制定について 大郷町定住団地住宅の分譲に関する条例を別紙のとおり制定するもの

とする。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

次のページ、13ページをお開き願います。

別紙、大郷町定住促進団地の分譲に関する条例でございます。提案理由の説明と内容の説明を申し上げます。

定住促進団地（高崎団地）は、平成26年度に事業開始し、本年3月23日に全ての工事が完了する予定になっております。現在分譲地等の確定測量を発注しており、地番、面積等が確定した後に、ことし6月ごろ現地案内と販売を開始したいと考えております。

定住促進団地（高崎団地）の目的でございますが、大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標である「移住・定住等の促進等で新しい人の流れをつくり、持続的に発展する町をつくる」の実現に向け高崎団地20区画の分譲を契機として子育て世代のマイホーム取得を支援し、人口の流出の抑制と人口構造の若返り、若い世代の希望実現による定住志向の増加とイメージアップ、移住・定住の促進を目指すことを目的としております。

この条例の制定により、販売戦略の構築とスムーズな売買契約を行うこととなります。

続きまして、条文の内容を簡単に説明させていただきます。

まず第1条、趣旨でございますが、定住促進団地の分譲に関して必要な事項を定めることとしております。

次に第2条でございますが、この条例において用いる用語の定義を定めております。

次に第3条でございますが、団地の名称を高崎団地と定めるものでございます。

次に第4条でございますが、団地の位置及び区画は別途規則にて定めることとしたものでございます。

次に第5条でございますが、募集の方法を希望者の公募とするものでございます。また、公募の方法を規則で定めることとしたものでございます。

次に第6条でございますが、譲渡人の資格を定めたものでございます。

次のページをお開き願います。

第3号においては、同居する親族がある者と定めております。

その他は記載のとおりでございます。

第2項につきましては、早期販売に寄与すると町長が認める場合、住宅建設業者も購入できるものとしたものでございます。

次に第7条でございますが、宅地の用途指定で、住宅建築に限ると定めたものでございます。

次に第8条でございますが、分譲の申し込み方法について定めたものでございます。

第2項につきましては、特別な事情がある場合、2区画以上の区画の申し込みを可能としたものでございます。

次のページをお開き願います。

次に第9条でございますが、分譲希望者の審査に関し定めたものでございます。

次に第10条でございますが、譲受人の決定について定めたものでございます。基本的には公募により募集を行い、同一区画に希望者が重複した場合には公開抽選とするものとしたものであります。また、公募期間後においては、住宅建設業者を含め先着順に決定できる旨を規定したものでございます。

次に第11条でございますが、分譲価格はこの条例制定後に規則等で定めることとしたものでございます。

次に第12条でございますが、契約締結について定めたものでございます。

次のページをお開き願います。

第13条でございますが、譲渡代金の納入について定めたものでございます。

次に第14条でございますが、分譲宅地の引き渡しについて定めたものでございます。

次に第15条でございますが、所有権移転登記について定めたものでございます。

次に第16条でございますが、制限行為を定めたもので、宅地を町長の許可なく10年以内に第三者に転貸し、または譲渡することを制限することなどを定めたものでございます。

次のページをお開き願います。

次に第17条でございますが、町が損害を受けた場合の損害賠償について定めたものでございます。

次に第18条でございますが、買い戻し権の行使について定めたものでございます。

次に第19条でございますが、違約金について定めたものでございます。  
次のページをお開き願います。

最後に第20条でございますが、この条例の施行に関し、必要な事項を規則で定めることとした委任条文となります。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものです。

以上で大郷町定住促進団地の分譲に関する条例の提案理由の説明と内容の説明を終わります。御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第4号について説明を終わります。

次に、議案第5号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） 議案書は19ページでございます。

議案第5号 大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

大郷町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成30年3月5日提出。大郷町長。

それでは、提案理由の説明並びに概要の説明をさせていただきます。

本件につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、こちらの施行によりまして介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年4月1日をもちまして県から市町村に委譲されることになりましたことから、条例制定の必要が生じたものとなってございます。

なお、今回の条例制定に当たりましては、厚生労働省令で定める基準に準じて内容を整理したものでございます。

それでは、議案書は20ページをお開きいただきたいと思います。

各項目ごとに概要のほうを御説明させていただきます。

まず、第1条は条例制定に関する根拠規定を定めたものとなっております。

第2条につきましては、居宅介護支援事業に関する基本方針を定めるものでございまして、利用者に対して適切なサービスが受けられるように配慮すべき義務並びに地域包括支援センターや介護保険施設などの関係機関との連携について規定をしたものでございます。

21ページに行きまして、第3条は事業所における従業者についての規定でございまして、事業所ごとに1人以上の常勤の介護支援専門員を配

置するほか、利用者数35人ごとに1名の介護支援専門員を配置することについて規定しているものでございます。

22ページでございます。

第4条は管理者に関する規定でございまして、事業所ごとに原則として常勤の管理者を置く旨定めるものでございます。

第5条は事業所の運営に関する基準のうち、内容及び手続の説明及び同意に関する事項について規定をしたものでございまして、サービス利用開始に当たっての重要事項の説明義務や利用者支援に関する事業者の義務並びに重要事項に関する電子データでの交付に関する基準等について定めた内容となっております。

なお、今般の省令の改正によりまして、第3項といたしまして、利用者が入院する際は、その利用者に係る介護支援専門員の氏名、連絡先を入院先に伝えるよう利用者等に対し事業者が求めるよう定められたところでございます。

次に、24ページをごらんいただきます。

第6条でございます。第6条は理由なくサービスの提供を拒否しないことを義務づけたものでございます。

第7条は地域的にサービスの提供が困難と認める場合において他の事業者を紹介するなどの利用申し込み者に対する支援措置について義務づけをしたものとなっております。

次に、第8条から26ページの第13条につきまして御説明いたします。

まず第8条は、サービス提供時の受給資格の確認方法について。

第9条は、被保険者の要介護認定申請に関する援助と支援の義務について。

第10条は、介護支援専門員に係る身分証明書の携行と利用者等に関する提示の義務について。

第11条は、利用者から支払われるサービス利用料と計画による額とに不合理な差が生じないように配慮すべき義務について。

26ページでございます。

第12条は、利用料を受けたときにはサービス提供証明書を交付すべきことについて。

第13条は、居宅介護支援に当たり医療サービスと十分連携するとともに事業者はみずからサービスの質の評価を行い、改善に努めなければならない旨、それぞれ定めているものでございます。

第14条につきましては、居宅介護支援の具体的な取り扱い方針につい

て定めたものとなってございまして、第2条に規定する基本方針のもとで利用者の立場に立ち、本人や家族の状況等を的確に把握した上で誠実に業務を遂行すること、また、関係者や医療サービスとの適切な連携、便宜供与等について規定をしたものとなっております。

主なものでございます。

まず、第2号として、サービスを提供する際は懇切丁寧を旨とし、サービス提供方法についてわかりやすく説明をすること。

第4号として、利用者の日常生活全般を支援する観点から他のサービス提供についても十分配慮すべきこと。

27ページにまいりまして、第7号として、利用者が抱える課題把握の際は面談により行うべきことについて。

第8号として、居宅サービス計画の作成にあつては、把握された課題に対し、適切に対応策を反映すべきこと。

第9号として、利用者の状況把握のために開催するサービス担当者会議については、利用者等の参加を原則とすること。

29ページに参ります。

第15号といたしまして、介護支援専門員は利用者に対し、月1回以上の訪問と面接を行うべきことについて。

第18号では介護保険施設への入所を希望する場合の便宜供与について、次、30ページでございまして。

第20号、通常のケアプランとはかけ離れた回数の訪問介護を計画に位置づける場合の市町村への報告義務について。

第23号においては、計画に医療サービスを位置づける場合、主治医等の指示により行うべきことについて。

第25号では、福祉用具貸与の際の妥当性の検証義務について。

それから、31ページの部分でございまして。

第27号から第30号におきましては、居宅サービス計画の作成に当たりまして認定審査会等の意見の尊重。指定介護予防支援の業務受託の際の業務量の調整について。また、関係機関への情報提供義務等について定めてございまして。

次に、第15条から第30条関係について御説明をいたします。

第15条は、法定代理受領サービスに係る国保連への報告義務について、32ページでございまして。

第16条は、利用者が他の事業所を利用する際の居宅介護サービス計画等の引き継ぎ書類の交付義務について。



第17条は、利用者が指示に従わない場合等における市町村への通知義務について。

33ページの第18条は、管理者の責務として業務の一元的な管理に努めるべきことについて。

第19条は、運営規程に定めるべき重要事項について。

第20条は、利用者の適切なサービス提供の観点から従業者の適正配置と勤務体制を確保すべき義務について。

34ページでございます。

第21条は、設備及び備品の適正な整備について。

第22条は、従業者の健康管理について。

第23条は、事業所における運営規程等の掲示義務について。

第24条は、従業者の守秘義務について。

第25条は、誇大広告の禁止について。

第26条におきましては、居宅サービス計画の作成に当たりまして、サービス提供者が特定の事業者に偏ることのないようにすべきことについて。

35ページでございます。

第27条、苦情処理の基準として、迅速的確に対応するとともに、内容を記録しておくべきこと。また市町村や国保連からの指導に従い、必要な改善を行うべきことについて。

次に、36ページごらんいただきます。

第28条は、事故発生時の対応方法として市町村や家族への迅速な報告と記録、損害賠償義務について。

第29条は、事業所ごとに独立会計とすべきことについて。

第30条におきましては、保存すべき記録の種類と保存年限等について、以上、それぞれ定めているものでございます。

次に、37ページの第31条におきましては、基準該当居宅介護支援、すなわち指定事業者以外の一定の基準を満たす事業者により行われる居宅介護支援について、本則を準用する旨定めているものでございます。

最後に、第32条として規則や委任について定めてございます。

38ページをごらんいただきます。

附則でございます。

第1項、施行日に関する規定となっております。本条例に係る施行日を原則平成30年4月1日にした上で、第14条の第20号の規定、これは統計的に見て通常のケアプランとはかけ離れた回数 of 訪問介護を位置づ

ける場合においてケアマネジャーによる市町村への届け出義務について規定をした内容となっておりますが、この部分につきましては、国基準の改正によりまして、今回追加される規定となっておりますけれども、この部分に限って省令改正の施行日が本年10月1日とされておりますことから、この旨、ただし書きとして定めるものでございます。

それから、第2項は経過措置に関する規定でございます。第1項ただし書きと同様に国基準の改正による経過措置といたしまして、第4条第2項に規定する常勤の管理者の資格を主任介護支援専門員とすることについて、平成33年3月31日まで適用を猶予されておりますことから、この旨、経過措置として規定をするものでございます。

第3項は、この条例の制定によりまして、引用条例部分の改正が必要となるいわゆる指定地域密着型サービス基準について引用部分を省令からこの条例に置きかえる改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第5号について説明を終わります。

次に、議案第6号、議案第7号及び議案第8号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（残間俊典君） それでは、議案第6号から提案理由を御説明させていただきます。

議案書39ページをお開き願いたいと思います。

議案第6号 大郷町課設置条例の一部改正について

大郷町課設置条例（平成6年大郷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出。大郷町長。

今回提案します一部改正につきましては、平成30年4月からの機構改革に伴いまして、条例第3条に規定する課の分掌事務の一部を見直し並びに改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容を御説明いたします。

次ページの別紙をごらんいただきたいと思います。

なお、説明に当たりまして、文言の改正とか、号ずれ等に係るものは省略したいと思いますので、あらかじめ御了承お願いしたいと思います。

では、第3条、総務課の項につきましては、新たに第4号として「情報化推進に関すること」を加えるものでございます。これはこれまでも事業を捉えていたものにつきまして改めて明記するものでございます。

同じく企画財政課の項につきまして、第2号として「入札、契約に関すること」を加えるものでございます。

まちづくり推進課の項につきましては、これは文言の改正になります。

税務課の項につきましては、介護保険料、後期高齢者医療保険料を規定するとともに、第4号として「特別徴収対策に関すること」を明記するものでございます。

次に、町民課の項につきましては、第2号として「子ども・子育てに関すること」を加えるものでございます。

保健福祉課の項は、第4号として規定されていた「子ども・子育て支援に関すること」を町民課へ移行することに伴い削るものでございます。

地域整備課の項につきましては、「道路」につきまして「町管理の道路」に改め、第3号として「営繕に関すること」を加え、第4号から第6号を第5号としてこれは統合するものでございます。

最後に附則でございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第7号の提案理由を御説明いたします。

議案書42ページをお開き願います。

議案第7号、大郷町職員定数条例の一部改正について

大郷町職員定数条例（昭和29年大郷町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出。大郷町長。

今回提出します条例の一部改正につきましてですが、これまでの行政改革等によりまして行われてきました歯科診療所の民営化、学校給食センターの民間委託、小・中学校の統合などによりまして現行条例で定める職員定数と実職員数との間に乖離が生じていることから、条例で規定する職員定数の一部を改正するものでございます。

あくまで現在の職員数を減じるものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

それでは、改正の内容を御説明いたします。

別紙をごらんいただきたいと思います。

第2条第2号につきましては、町長の事務部局の職員定数で「95人」を「85人」に改め、同条第5号の教育委員会事務局の職員定数について「14人」を「12人」に、第6号の教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の職員定数「35人」を「17人」に改めるものでございます。

以上によりまして、現行の職員定数「152人」から「122人」へと改正を行うものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第8号の提案理由を御説明いたします。

議案書44ページをお開きください。

議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回提案します一部改正につきましては、条例で規定する勤務1時間当たりの給与額の算出方法について宮城県人事委員会規則等の改正を踏まえまして、労働基準法に準拠する方法へ変更するため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容を御説明いたします。

次のページをごらんいただきたいと思います。

第16条で規定しております勤務1時間当たりの給与額の算出につきまして、算出基礎となる年間給与額につきまして管理職手当及び初任給調整手当を加える形に改めること並びに除算する際の分母となります年間勤務時間の算定基礎としまして規則で定める時間を減じることとするものでございます。

なお、ここでいっています規則で定める時間というのは、祝日法に定める休日及び年末年始に係る休日に係る時間数ということになります。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第6号から議案第8号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第6号、第7号及び議案第8号について説明を終わります。

次に、議案第9号及び議案第10号について説明を求めます。税務課長。

税務課長（武藤弘子君） それでは、議案第9号の提案理由の御説明をいたします。議案書の46ページをお開き願います。

議案第9号 大郷町国民健康保険税条例等の一部改正について

大郷町国民健康保険税条例（昭和30年大郷町条例第3号）の一部を別

紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出。大郷町長。

今回御提案いたします大郷町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、平成30年度から始まる国民健康保険事業の都道府県単位化に伴い、現行の所得割、資産割、平等割、均等割の4方式から資産割を除く3方式に改正するための税率の改正でございます。

また、今回政令が改正され、平成30年1月31日に公布されたことによりまして、国民健康保険税の課税限度額が引き上げられ、また、低所得者に対する5割軽減並びに2割軽減世帯に係る軽減判定基準額が引き上げられましたので、あわせて改正するものでございます。

47ページの別紙をお開き願います。

大郷町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項につきましては、国民健康保険税の課税の算定において、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用を追加したものでございます。

48ページの同じく第2条第2項につきましては、先ほど申し上げました政令の改正により国民健康保険税の基礎課税額の限度額を現行の「54万円」から「58万円」に引き上げるものでございます。

第3条につきましては、被保険者の所得割に係る税率、現行「100分の5.4」を「100分の4.9」に改めるものでございます。なお、後段の第703条の4第6項ただし書以降につきましては、地方税法施行規則の改正によるものです。第6条の後期高齢者支援金の所得割、第9条の介護納付金の所得割においても同様でございます。

第4条の被保険者の資産割につきましては、3方式に改正するため削除するものです。

第5条につきましては、被保険者の均等割額を被保険者1人当たり現行「1万9,800円」を「1万9,100円」に改めるものです。

第5条の2につきましては、世帯別平等割額を第1条で一般世帯の1世帯当たり現行「2万1,000円」を「1万8,100円」に、第2号特定世帯で現行「1万500円」を「9,050円」に、第3号特定継続世帯について現行「1万5,750円」を「1万3,575円」にそれぞれ改めるものです。

第6条につきましては、被保険者の後期高齢者支援金等の所得割額に係る税率、現行「100分の1.8」を「100分の1.9」に改めるものです。

49ページの第7条の被保険者の後期高齢者支援金等の資産割額につきましては、3方式に改正するため削除するものです。

第7条の2につきましては、被保険者の後期高齢者支援金等の均等割額を被保険者1人当たり現行「7,600円」を「8,300円」に改めるものです。

第7条の3につきましては、被保険者の後期高齢者支援金等の世帯別平等割額を第1号の一般世帯の1世帯当たり現行「6,200円」を「6,700円」に、第2号特定世帯について現行「3,100円」を「3,350円」に、第3号特定継続世帯について現行「4,650円」を「5,025円」にそれぞれ改めるものです。

第8条につきましては、第3号で申しあげました地方税法施行規則の改正によるものでございます。

第9条の介護納付金被保険者の資産割額につきましては、3方式に改正するため削除するものです。

第9条の2につきましては、介護納付金被保険者の均等割額を被保険者1人当たり現行「9,800円」を「9,000円」に改めるものです。

第9条の3につきましては、介護納付金被保険者の世帯別平等割額を1世帯当たり現行「5,700円」を「5,000円」に改めるものです。

次に、第23条ですが、全所得者に対する国民健康保険税の減額措置についての改正でございます。先ほど申しあげました政令の改正により課税限度額を現行の「54万円」から「58万円」に引き上げ、第2号については5割軽減世帯について「27万円」から「27万5,000円」に、第3号については2割軽減世帯について「49万円」から「50万円」に改めるものでございます。

第5条及び第5条の2で規定する医療分の金額と第7条の2及び第7条の3で規定する後期高齢者支援金分の金額、第9条の2及び第9条の3で規定する介護納付金の金額のそれぞれ7割、5割、2割の金額となっております。第1号、第2号、第3号ともそれぞれアについては医療分の均等割額を、イについては平等割額の減額金額を、ウについては後期高齢者支援金分の均等割額を、エについては後期高齢者支援金分の平等割額の減額金額を、オについては介護納付金の均等割額の減額金額を、カについては介護納付金分の平等割額の減額金額をそれぞれ改正するものです。

次に、附則でございます。

50ページをお開きください。

第1条の施行期日について、改正条例は平成30年4月1日から施行するものです。

第2条、適用区分につきましては、改正後の条例は平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものでございます。

以上の改正によりまして、医療分に係る基礎課税額ベースでの改正前算定額との比較で1人当たり約1万2,653円、1世帯当たり2万1,173円の減額となります。

また、今回の改正により7月の本算定において年間の税額の調整を行うこととなります。

以上で議案第9号の提案理由の説明を終わります。

引き続き、議案第10号の提案理由を御説明いたします。議案書の51ページをお開き願います。

議案第10号 大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（昭和21年大郷町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回御提案いたします条例の一部改正につきましては、企業立地の促進等における地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことによるものでございます。今回の改正により法律名が「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」から「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改められ、地域経済牽引事業への支援策として所要の改正が講じられたものでございます。

52ページの別紙をごらんください。

大郷町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり改正する。

先ほど申し上げました法律の改正により題名を改正案のとおり、「大郷町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例」に改め、改正前欄に掲げる規定の部分をこれに準じ対応する改正後欄に掲げる部分のように改めるものでございます。

また、固定資産税の課税免除する対象を企業立地計画に従って「特定

事業のための施設を集積区域内に設置した事業者」から「地域経済牽引事業のための施設を促進区域内に設置した事業者」に改めるものでございます。

附則としまして、改正条例は公布の日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、この条例は平成29年7月31日以後に新設または増設される対象施設について適用し、同日前に新設または増設された対象施設については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第9号並びに議案第10号の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第9号及び議案第10号について説明を終わります。

ここで10分間休憩といたします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時37分 開議

議長（石川良彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第11号及び議案第12号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、議案第11号の提案理由を申し上げます。54ページをお開き願います。

議案第11号 大郷町国民健康保険条例の一部改正について

大郷町国民健康保険条例（昭和34年大郷町条例第4号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、平成30年4月1日より持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が施行されることに伴い、関連する大郷町国民健康保険条例の一部を改正するもので、既存組織である大郷町国民健康保険運営協議会の名称を変更することとならないよう、組織の位置づけについて条項を追加するものでございます。

別紙にて御説明申し上げます。

まず、第1章第1条、条文中及び第2章につきましては、上位法の改正による文言の整理でございます。

第2条につきましては、これまで改正前、国民健康保険法第11条の規



定に基づき設置した国民健康保険運営協議会の定数を定めていたところですが、改正後、国民健康保険法第11条の規定により国民健康保険運営協議会から市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会と名称が変更されたことにより、既存の組織名を変更することとならないよう現在の定数の規定である第2条を第2条の2とし、第2条として組織の設置条項を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものとし、第2項で改正前の協議会と改正後の協議会との同一性を定義したものでございます。

以上、議案第11号についての提案理由とします。

続きまして、議案第12号の提案理由を申し上げます。

57ページをお開き願います。

議案第12号 大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について  
大郷町後期高齢者医療に関する条例（平成20年大郷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、議案第11号と同様に上位法の改正に伴い、関連する大郷町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するもので、住所地特例の規定について、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の被保険者としているものが、後期高齢者医療制度に加入した場合には当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる適用法律条項を追加し、その他文言の整理を行うものでございます。

次のページの別紙にて御説明申し上げます。

第3条につきましては、保険料を徴収すべき被保険者を定義しておりますが、法における準用規定を追加し、「第5号」として後期高齢者医療の被保険者となる国民健康保険被保険者が国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受け、町に住所を有するものとしてみなされた国民健康保険の被保険者であったものを被保険者とするものを追加するものでございます。

また、附則中「第2項」、「第3項」を削り、「第4項」を「第2項」とするものでございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでご

ざいます。

以上、議案第11号、議案第12号についての提案理由の説明とします。  
御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第11号及び議案第12号について説明を終わります。

次に、議案第13号及び議案第14号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、まず59ページをお開きいただきたいと思えます。

議案第13号 大郷町介護保険条例の一部改正について

大郷町介護保険条例（平成12年大郷町条例第8号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

では、提案理由について御説明申し上げます。

本件につきましては、第7期介護保険事業計画の策定によります保険料率の改正並びに介護保険法の一部改正による所要の改正を行ったものでございます。

では、60ページをお開きいただきたいと思えます。

別紙によりまして内容を御説明いたします。

まず、第2条の改正につきましては、保険料率を適用する期間を第7期介護保険事業計画による平成30年度から平成32年度の3年間としたほか、第5号において定めます第5段階における保険料の基準額を月額6,200円の年7万4,400円として各号においてそれぞれ改正を行ったものでございます。

同条第2項の改正につきましては、所得の少ない第1号被保険者に係る平成30年度の保険料の減額措置について規則において定める旨規定をするものでございます。

第21条の改正につきましては、いわゆる市町村の質問検査権につきまして従来第1号被保険者等に限定をされていたところでございますが、平成29年の法律第52号による介護保険法の一部改正によりまして、対象範囲が拡大されたことから同様の改正を行うものでございます。

なお、附則においては、施行日を平成30年4月1日にするるとともに、施行日以前の取り扱いについて従前の条例によることとする経過措置を設けてございます。

議案第13号についての説明は以上でございます。

続きまして、61ページごらんいただきます。

議案第14号 大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について

大郷町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例（平成25年大郷町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

では、議案第14号の提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、この施行によりまして介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業所の指定権限が平成30年4月1日をもって県から市町村に委譲されることになりましたことから、事業者の指定について定める本条例の一部改正が必要となったものでございます。

62ページの別紙によりまして内容のほうを御説明いたします。

まず、この第1条につきましては、事業者の指定に係る根拠条文等を示したものとなっておりますが、今ほど申し上げました介護保険法の一部改正によりまして、指定居宅介護支援事業者の指定権限が市町村長に委譲されることに伴い、根拠条文等を加えたものでございます。

第3条につきましては、事業者の資格について定めているものでございますが、指定居宅介護支援事業者の申請資格基準につきまして、介護保険法の施行規則第132条の3の2の規定によりまして指定地域密着型サービス事業者等と同様に法人であることが申請基準と定められておりますことからこの旨の改正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては30年の4月1日といたしております。

以上、議案第13号並びに第14号についての説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第13号及び議案第14号について説明を終わります。

次に、議案第15号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） 議案第15号の提案理由について御説明申し上げます。63ページをお開き願います。

議案第15号 大郷町上水道事業給水条例の一部改正について

大郷町上水道事業給水条例（平成10年大郷町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の条例改正につきましては、本町に進出いたします企業について上水道の使用を必要としておりますが、その進出区域が上水道給水区域外であるため、その進出区域を新たに給水区域として追加するものでございます。

次ページの別紙をお開き願います。

大郷町上水道事業給水条例の一部を改正する条例につきまして、別表第1表中、大字大松沢字の一部区域「切塞」の次に「、下町東、新成田川」を加えるものでございます。

附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

ただいま御説明いたしました議案第15号につきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第15号について説明を終わります。

次に、議案第16号について説明を求めます。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） それでは、議案第16号の提案理由につきまして御説明いたします。議案書の65ページをお開き願います。

議案第16号 吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の変更に  
ついて

地方自治法（昭和22年法律67号）第286条第2項の規定により吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約を別紙のとおり変更することについて同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回提出いたします吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約につきましては、組合の所在地を変更するものです。

次のページをお開き願います。

別紙。吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約の一部を変更する規約。

吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合規約（昭和26年宮城県指令第4582号）の一部を次のように変更する。

第4条中「黒川郡大和町吉岡字西桜木1番地の1」を「黒川郡大和町

吉岡まほろば1丁目1番地の1」に改める。

附則。この規則は関係地方公共団体の協議の整った日から施行する。

以上をもちまして、議案第16号の説明を終わります。御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第16号について説明を終わります。

次に、議案第17号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（熊谷有司君） それでは、議案第17号について提案理由の説明を申し上げます。

予算書2ページをお開き願います。

議案第17号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第9号）

平成29年度大郷町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ54万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,216万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算の概略について説明いたします。

台風21号災の国庫補助対象災害復旧工事費等に係る所要の予算について国の査定が終了したことにより計上しております。

そのほか、3月補正ということによりまして、事業費の確定、工事の完了等による請け差等による予算の調整を行ったものです。

補正額といたしましては、一般会計で54万9,000円の減額補正で補正後の予算額は46億8,216万8,000円ということになってございます。

続きまして、3ページ以降の第1表歳入歳出予算補正により款項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款町税第1項町民税6,187万9,000円。個人法人町民税で個人所得の増や法人業績が回復傾向にあることから増額補正です。

2項固定資産税9,833万2,000円。太陽光発電関係の償却資産の増加に伴い増額補正でございます。

3項軽自動車税93万1,000円です。保有台数の確定による増額補正でございます。

4項町たばこ税、89万8,000円の減。消費量の減に伴う減額補正でございます。

5項入湯税、14万7,000円の減。利用者の減に伴う減額補正です。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税100万円の減。

2款2項の自動車重量譲与税、100万円の減。収入見込み額の減に伴う減額補正でございます。

3款利子割交付金1項利子割交付金20万円。県からの交付見込みの増に伴う増額補正でございます。

4款配当割交付金1項配当割交付金、90万円の減。県からの交付見込みの減に伴う減額補正でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金1項同様でございまして、160万円の減。県からの交付見込みの減に伴う減額補正でございます。

6款地方消費税交付金1項地方消費税交付金1,960万円。県からの交付見込みの増に伴う増額補正でございます。

8款自動車取得税交付金1項自動車取得税交付金50万円。県からの交付見込みの増に伴う増額補正でございます。

10款地方交付税1項地方交付税1億3,873万1,000円。平成29年度震災特別交付税交付見込み額の増に伴う増額補正でございます。ごみ焼却処理施設の建設に伴う黒川行政事務組合の負担金の財源でございます。

11款交通安全対策特別交付金1項交通安全対策特別交付金、16万3,000円の減。交付見込み額の減に伴う減額補正でございます。

12款分担金及び負担金2項負担金60万2,000円。保育園の入所児童の増等に伴う増額補正でございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、30万円の減。町営住宅使用料等

の減額補正でございます。

2 項手数料、49万3,000円の減。廃棄物搬入手数料、犬の登録手数料等の減額補正でございます。

14款国庫支出金 1 項国庫負担金6,588万9,000円。台風21号による公共土木災害復旧費国庫負担金の内示額が確定したこと等による増額補正でございます。

2 項国庫補助金、1,869万4,000円の減。個人番号カード交付事業費補助金及び橋梁修繕工事に係る社会資本整備総合交付金等の減額補正でございます。

3 項委託金、18万1,000円の減。国民年金法に基づく届け出の電子媒体化等事務費交付金及び粕川地区堤防除草作業委託金等の減額補正です。

15款県支出金 1 項県負担金、36万4,000円の減。後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び児童数の減に伴う児童手当負担金の減額補正です。

2 項県補助金410万6,000円。大崎市へ広域入所している児童に係る子どものための教育・保育給付費補助金及び対象面積の増によります農地中間管理機構集積協力金等の増額補正です。

第3 項委託金、383万9,000円の減。宮城県知事選挙、衆議院議員選挙執行経費の確定等による減額補正でございます。

次ページをお開きください。

16款財産収入第1 項財産運用収入、4 万2,000円の減です。各種基金利子の減額補正です。

17款寄附金 1 項寄附金1,600万円。ふるさと応援寄附金の収入見込み額を上方修正したことによる増額補正です。なお、2月28日現在のふるさと納税の実績は寄附申し込み件数が3,260件、寄附受け入れ額が5,381万4,000円でございます。

18款繰入金 1 項基金繰入金、4 億2,968万9,000円の減。国庫支出金や地方債等の特定財源が増額となったため、財源調整のための基金繰入額の減額補正です。

20款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料115万円。町税延滞金の増額補正です。

2 項町預金利子48万8,000円。預金利子の増額補正です。

4 項の受託事業収入38万3,000円。後期高齢者健康診査の事業確定による増額補正です。

5 項雑入183万円。市町村振興宝くじ交付金確定等による増額補正です。

6 項ポトピア事業交付金254万円。売り上げが見込みより増加したこ

とにより増額補正でございます

7項場外馬券場所在区市町村交付金、70万円の減。売り上げが見込みより減少したことにより減額補正です。

最後に、21款町債1項町債4,630万円。台風21号による災害復旧事業債の発行可能額が確定したこと等により増額補正となるものでございます。

以上、歳入補正額合計は54万9,000円の減です。

続きまして、歳出です。6ページでございます。

1款議会1項議会費、94万7,000円の減です。議員報酬等人件費の調整によるものでございます。

2款総務費1項総務管理費2,299万5,000円。人件費の調整のほか、個人番号カード等の事務委任交付金、ふるさと納税額の上方修正による返礼品代の経費の補正、ふるさと納税の増額に伴う未来づくり基金並びにポートピア、オフト大郷分環境整備協力費の見込み額の確定に伴う公共施設整備基金の積み立ての補正並びに小規模保育所建設に伴う進入路分筆測量業務が主なものでございます。

2項徴税费、46万5,000円です。人件費の調整並びに完納報奨金の補正でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、9万2,000円の減です。人件費の調整並びに印刷製本費等の補正でございます。

4項選挙費、615万3,000円の減。町長、町議会議員、県知事、衆議院議員選挙の終了による補正でございます。

5項統計調査費、5万4,000円の減です。統計調査の終了による補正でございます。

6項監査委員費、22万2,000円の減。人件費の調整等でございます。

3款民生費1項社会福祉費、1,566万4,000円の減。人件費の調整のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計の操出金の調整並びに自立支援給付費等の減が主なものでございます。

2項児童福祉費、785万2,000円の減。児童数の減に伴う児童手当並びに事業費確定に伴う小規模保育事業施設整備事業補助金等の減が主なものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費、1,558万1,000円の減。各種健診終了による計数整理によるものでございます。

2項の病院費1,000円。黒川病院の負担金出資金の調整でございます。

3項の清掃費、279万8,000円の減。ごみ焼却処理分の黒川行政負担分の減額補正でございます。



5 款農林水産業費 1 項農業費、703万9,000円の減です。農業振興補助金、多面的機能活動組織交付金、環境保全型農業組織等交付金、経営事業負担金の減額補正並びに物産館改修設計業務、ブランドロゴデザイン制作業務の増額補正が主なものでございます。

6 款商工費 1 項商工費、72万2,000円の減。人件費の調整並びに青少年国際交流事業参加者補助金等の減額補正でございます。

次ページをお開きいただきます。

7 款土木費 2 項の道路橋梁費、4,237万2,000円の減。町道泥畑大森線に係る道路台帳作成業務。事業登記に伴う町道山中希望の丘線の測量設計業務並びに事業費確定による成田橋修繕工事等の減額補正等が主なものでございます。

3 項河川費、7 万6,000円の減。委託業務の確定による調整でございます。

4 項住宅費、363万9,000円の減。高崎団地の敷地造成工事、測量設計業務の確定による減額補正でございます。

5 項都市計画費、1,606万7,000円の減でございます。下水道事業特別会計の操出金の調整並びに郷郷ランド公園トイレ改修工事等によるものでございます。

8 款消防費 1 項消防費、228万6,000円の減。小型ポンプ修繕、消火栓設置工事費工事負担金等の確定による減額補正でございます。

9 款教育費 1 項教育総務費、419万円の減。人件費の調整及び奨学資金貸付金等確定による減額補正でございます。

2 項小学校費、31万9,000円の減。要・準要保護児童援助費等の確定による減額補正でございます。

3 項中学校費、146万1,000円の減。要・準要保護児童援助費、東北・全国中学校体育大会参加者出場補助等の確定による減額補正でございます。

4 項幼稚園費、551万6,000円の減。幼稚園増設設計業務、行事送迎バス運行業務等の確定による減額補正でございます。

5 項社会教育費、785万8,000円の減。人件費の調整と計数整理によるほか、文化会館外壁等改修工事等の確定による減額でございます。

6 項保健体育費、79万9,000円の減。人件費の調整と計数整理のほか、学校給食費助成金、秋まつり実行委員会補助金の確定による減額でございます。

10 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 億1,519万7,000円。台

風21号災について国の災害査定が終了した道路災4件、河川災9件の工事費を計上したものでございます。

4項公共施設災害復旧費250万円。台風21号災について新たに確認された被災箇所、町単独自の2カ所に係る工事費を計上したものでございます。

歳出補正額合計、54万9,000円の減。

以上、補正前の予算額46億8,271万7,000円、歳入歳出とも54万9,000円を減額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ46億8,216万8,000円とするものでございます。

続きまして、8ページを開き願います。

第2表、繰越明許費について御説明をいたします。

今回の繰越明許費につきましては、9件でございます。款項、事業名、金額の順に御説明を申し上げます。

まず、2款総務費1項総務管理費、セキュリティ強化対策構築事業155万円です。今回補正予算計上した事業で総務省が進めるL G W A N端末における自治体情報セキュリティ向上プラットフォームに参加するためサーバシステムを導入するものですが、サーバー調達に時間を要することから年度内完了が困難となったものでございます。

次に、公有財産分筆測量事業92万円です。今回補正予算計上した事業で民間事業者が旧大郷校跡地に建設しております小規模保育所建設に伴う進入路の分筆測量業務を実施するもので、分筆測量に時間を要することから年度内完了が困難となったものでございます。

5款農林水産業費1項農業費、担い手確保・経営強化支援事業202万4,000円です。今回補正予算計上した事業で国の補正予算対応事業であり、事業承認が来年度の見込みとなっていることから、年度内完了が困難となったものでございます。

ブランドロゴ等デザイン制作事業162万円です。今回補正予算計上した事業で道の駅おおさとのリニューアルに向けて道の駅おおさとのブランドロゴ等の作成業務です。作成業務に時間を要することから年度内完了が困難となったものでございます。

物産館改修設計事業359万7,000円です。今回補正予算計上した事業で道の駅おおさとのリニューアルに向けての物産館の改修設計業務です。設計業務に時間を要することから年度内完了が困難となったものです。

7款土木費5項都市計画費、郷郷ランド公園トイレ改修事業488万円です。今回補正予算計上した事業で郷郷ランド公園トイレを和式から洋式

等に改修するものでございます。工事に時間を要することから年度内施工が困難となったものでございます。

10款災害復旧費 2項公共土木施設災害復旧費、公共土木災害復旧事業 1億7,452万7,000円です。昨年の台風21号による公共土木施設災害復旧工事等で国の災害査定が12月に実施され、施工方法の決定及び地権者との調整に時間を要することから年度内施工が困難となったものでございます。

3項農林水産施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業1,300万円です。昨年の台風21号による農業施設災害復旧工事で、施工方法の決定及び地権者との調整に時間を要することから年度内施工が困難となったものです。

4項公共施設災害復旧費、公共施設災害復旧事業605万1,000円です。昨年の台風21号による公共施設災害復旧工事で、施工方法の決定及び地権者との調整に時間を要することから年度内施工が困難となったものです。

繰越明許費の合計 2億1,316万9,000円です。

続きまして、9ページをお開き願います。

第3表債務負担行為について御説明いたします。

今回の補正は、債務負担行為の変更7件、廃止1件です。事項、期間、限度額の順に御説明いたします。

まず、1、変更です。

1、平成30年度自家用電気工作物保安管理業務、設定期間は補正前と同じで、契約締結によりまして限度額を186万8,000円に変更するものでございます。

2、小規模事業者経営改善資金利子補給、設定期間は補正前と同じで12月末の申請実績によりまして限度額を29万円に変更するものでございます。

3、土木積算システム賃貸借、設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を288万5,000円に変更するものでございます。

4、大郷町奨学資金貸与（平成29年度貸付分）設定期間は補正前と同じで、平成29年度における貸付者確定のため限度額を1,104万円に変更するものでございます。

5、大郷町小学校学校業務員業務、設定期間は補正前と同じで、契約締結により限度額を505万5,000円に変更するものでございます。

6、大郷町中学校学校業務員業務、設定期間は補正前と同じで、契約

締結により限度額を505万5,000円に変更するものです。

7、大郷幼稚園通園バス運行業務、幼保連携型認定こども園の移行方針を決定し、契約締結により設定期間は平成29年度から31年度まで、限度額を2,643万5,000円に変更するものです。

2、廃止。

1、地域おこし協力隊公用車賃貸借、今年度地域おこし協力隊を募集しましたが応募がございませんでしたので、公用車賃貸借契約を締結していませんでしたので、廃止するものでございます。

続きまして、10ページの第4表、地方債補正について御説明いたします。

追加が2件、変更3件、廃止1件です。

まず1、追加です。

1、公共土木施設災害復旧事業、限度額5,880万円、起債の方法は証書借り入れ、利率は5.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率とし、償還の方法は、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協議するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償還もしくは低利に借りかえることができるものとしております。昨年の台風21号による公共土木災害復旧工事に係る起債です。国庫補助対象事業の補助裏分及び町単独事業ともに充当率が100%でございます。国庫補助対象事業が95%、町単独事業が47.5%の交付税措置が講じられる予定でございます。

2、農林水産施設災害復旧事業、限度額840万円、起債方法、利率、償還の方法は前記と同様です。昨年の台風21号による農業施設災害復旧工事に係る起債です。本事業に関する充当率は100%でございます。町単独事業につきまして47.5%の交付税措置が講じられる予定となっております。

次に変更です。

1、道路等整備事業、町道土橋明ヶ沢線測量設計業務並びに成田橋補修工事の事業費の確定により限度額を3,610万円から2,730万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

2、水利施設整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業による経営事業負担金の確定により限度額を2,690万円から1,860万円に変更いたします。起債の方法等は補正前と同じです。

3、公共施設等適正管理推進事業、文化会館等外壁等改修工事の事業

費の確定により限度額を4,930万円から4,800万円に変更いたします。起債の方法等は補正前と同じでございます。

続きまして廃止です。

1、災害援護資金貸付金、災害援護資金の借り入れ者がないことから借り入れをしないこととしたものでございます。

一般会計の補正予算につきましては以上の内容でございます。議案第17号の提案理由の説明を終了いたします。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第17号について説明を終わります。

次に、議案第18号及び議案第20号について説明を求めます。町民課長。

町民課長（鎌田光一君） それでは、議案第18号並びに議案第20号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

まず初めに、議案第18号について御説明を申し上げますので、補正予算書の55ページをお開き願います。

議案第18号 平成29年度大郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度大郷町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,075万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,318万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正は、歳入では、保険税の収入見込みや国庫負担金、療養給付費等交付金及び共同事業交付金の確定見込みに伴う補正、歳出におきましては、出産育児一時金の見込みや共同事業拠出金の確定及び各種事業の終了に伴う補正が主なものでございます。

56ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款国民健康保険税第1項国民健康保険税の補正額は274万2,000円

の増額でございます。一般被保険者及び退職被保険者の保険税収入見込みによるものでございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料補正額は5万5,000円の増額でございます。

第3款国庫支出金第1項国庫負担金の補正額は997万5,000円の減額で、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金の減額によるものが主なものでございます。同じく第2項国庫補助金の補正額は358万7,000円の減額で、制度関係業務準備事業のシステム改修業務契約請け差によるものでございます。

第4款第1項療養給付費等交付金の補正額は183万7,000円の増額で、交付見込みによるものでございます。

第5款第1項前期高齢者交付金の補正額は19万8,000円の増額で、交付金確定によるものでございます。

第6款県支出金第1項県負担金の補正額は210万7,000円の減額で、高額共同事業負担金及び特定健診負担金の減額によるものでございます。同じく2項県補助金の補正額は117万8,000円の増額で、調整交付金増額を見込んだものとなっております。

第7款共同事業交付金第1項共同事業交付金の補正額は3,706万2,000円の減額で、交付金確定によるものでございます。

第8款財産収入第1項財産運用収入の補正額は1万5,000円の増額で、基金利子によるものでございます。

第9款繰入金第1項他会計繰入金の補正額は19万円の減額で、一般会計からの保険基盤安定繰入金が増額となりますが、出産育児一時金繰入金の減額、財政安定化支援事業繰入金の減額によるものでございます。同じく第2項基金繰入金の補正額は613万9,000円の増額で、財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

以上、歳入合計4,075万7,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は274万5,000円の減額で、システム改修契約請差に伴うものが主なものでございます。同じく第2項徴税費の補正額は23万4,000円の減額で、事務費精査並びに完納報奨金の見込み額減によるものでございます。

第2款保険給付費第4項出産育児諸費の補正額は250万5,000円の減額で、出産件数の減少による出産育児一時金の減額でございます。

第3款後期高齢者支援金等第1項後期高齢者支援金等の補正額は31万

4,000円の減額で、拠出金確定によるものでございます。

第4款前期高齢者納付金等第1項前期高齢者納付金等の補正額は1,000円の増額で、拠出金確定によるものでございます。

第5款老人保健拠出金第1項老人保健拠出金の補正額は3,000円の減額で、拠出金確定によるものでございます。

第6款介護納付金第1項介護納付金の補正額は44万5,000円の減額で、拠出金確定によるものでございます。

第7款共同事業拠出金第1項共同事業拠出金の補正額は3,068万8,000円の減額で、拠出金確定によるものでございます。

第8款保健事業費第1項特定健康診査等事業費の補正額は230万9,000円の減額で、事務事業精査によるものでございます。同じく第2項保健事業費の補正額は153万円の減額で、事務事業精査によるものでございます。

第9款基金積立金第1項基金積立金の補正額は1万5,000円の増額で、基金利子によるものでございます。

以上、歳出合計4,075万7,000円の減額補正でございます。

補正前の予算額10億1,394万1,000円から歳入歳出それぞれ4,075万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億7,318万4,000円とするものでございます。

以上で議案第18号の提案理由の説明でございます。

続きまして、議案第20号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書の80ページをお開き願います。

議案第20号 平成29年度大郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大郷町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ725万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,725万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出。大郷町長。

今回の補正は、歳入では、保険料の収入見込みや一般会計からの繰り入れ見込みに伴う補正、歳出におきましては、広域連合への納付金見込

みによる補正が主なものでございます。

81ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料第1項後期高齢者医療保険料の補正額は572万1,000円の減額で、保険料収入見込みによるものでございます。

第2款使用料及び手数料第1項手数料の補正額は1万2,000円の増額でございます。

第3款繰入金第1項一般会計繰入金の補正額は154万4,000円の減額で、一般会計からの保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の減額によるものが主なものでございます。

以上、歳入合計725万3,000円の減額補正でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款総務費第1項総務管理費の補正額は17万8,000円の減額で、事務費精査によるものでございます。同じく第2項徴収費の補正額は5万円の減額で、事務費精査によるものでございます。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金第1項後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は702万5,000円の減額で、広域連合へ納付する保険料、保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

以上、歳出合計725万3,000円の減額補正でございます。

補正前の予算額8,450万4,000円から歳入歳出それぞれ725万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,725万1,000円とするものでございます。

以上で、議案第20号の提案理由の説明でございます。

議案第18号、議案第20号につきましては、それぞれの事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第18号及び議案第20号について説明を終わります。

次に、議案第19号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（千葉伸吾君） それでは、議案第19号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。補正予算書は67ページをお開きいただきます。

議案第19号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成29年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。



(歳入歳出予算補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,696万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,036万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の介護保険の補正予算につきましては、計数の整理並びに各種サービス給付費等の利用料が当初の想定を下回る見込みでありますことから、保険給付費並びに地域支援事業費の減額を行うとともに、見合いの特定財源等により財源調整を図ったものでございます。

それでは、68ページ以降の第1表歳入歳出予算補正によりまして項ごとに内容を御説明いたします。

まず、歳入です。

第1款保険料1第項介護保険料558万2,000円の増につきましては、徴収実績により増額補正をしたものとなってございまして、特別徴収分の徴収率は100%、普通徴収に係る徴収率93%で見込んでいるものでございます。

第3款支払基金交付金第1項支払基金交付金2,113万円の減につきましては、実績に伴い調整を図ったものでございます。

第4款国庫支出金第1項国庫負担金909万5,000円の減につきましては、保険給付費の下方修正に伴う調整を図ったものでございます。第2項の国庫補助金956万6,000円の減につきましては、こちらも実績によりまして調整交付金並びに地域支援事業交付金の調整を図ったものでございます。

第5款県支出金第1項県負担金851万1,000円の減につきましては、保険給付費の下方修正に伴う減額調整でございまして、第2項の県補助金3万9,000円の増につきましては、こちらも実績による地域支援事業交付金の増額の調整を図ったものでございます。

第7款繰入金第1項一般会計繰入金706万8,000円の減につきましては、今年度の実績によりましてそれぞれの繰り入れ項目により調整を図った

内容となっております。第2項の基金繰入金278万5,000円の増につきましては、調整交付金の減額変更の内示によりまして財源調整の必要が生じたことから予算の調整上、基金繰り入れにより調整をした内容となっております。

以上、歳入補正額の合計が4,696万4,000円の減でございます。

続きまして、歳出です。

第1款総務費1項総務管理費44万5,000円の減につきましては、需用費等に関する計数整理でございます。

第3項の介護認定審査会費28万4,000円の減につきましては、黒行負担金の調整によるものでございます。

第4項運営協議会費8万5,000円の減につきましては、各種委員会の開催回数の変更に伴う減額調整でございます。

第2款保険給付費第1項介護サービス等諸費2,781万1,000円の減及び第2項介護予防サービス等諸費266万3,000円の減、第3項の高額介護サービス費159万4,000円の減並びに第5項特定入所者介護サービス等費832万円の減につきましては、いずれも今年度の実績により減額調整を図ったものでございます。

第3款地域支援事業費第1項介護予防生活支援サービス事業費142万9,000円の減及び第2項の一般介護予防事業費31万7,000円の減、第3項包括的支援事業・任意事業費401万6,000円につきましては、いずれもこちら今年度の実績により減額調整を図ったものでございます。

歳出補正額の計が4,696万4,000円の減、補正前予算額10億6,732万6,000円から歳入歳出それぞれ4,696万4,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を10億2,036万2,000円とするものでございます。

続いて70ページの第2表をごらんいただきます。

債務負担行為の補正でございます。

今回変更1件となっております。

こちらは介護保険システムの賃貸借につきまして、契約の締結によりまして限度額を1,299万9,000円から1,240万5,000円に変更するものでございます。期間については補正前と同様でございます。

今回の介護保険特別会計の補正予算につきましては、以上の内容となっております。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただき、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第19号について説明を終わります。

次に、議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第25号について

説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第21号につきまして提案理由を御説明申し上げます。補正予算書の85ページをお開き願います。

平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,090万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、鶉崎地区の造成に伴います受益者分担金の計上、新たに緊急を要しますマンホールポンプの修繕工事の追加及び計数等の整理によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入です。

第1款分担金及び負担金第1項負担金155万9,000円の増額は、鶉崎地区の公営住宅整備に伴う受益者負担金の計上による収入見込みの増額によるものです。

第2款使用料及び手数料第1項使用料401万1,000円の増額は、下水道使用料の収入見込み額増額によるものです。

第2項手数料2万7,000円の増額は、公認業者、責任技術者登録手数料の増額によるものです。

第3款繰入金第1項他会計繰入金519万9,000円の減額は、財源調整に伴います一般会計からの繰り入れを減額するものでございます。

歳入合計で補正額39万8,000円を増額し、2億4,090万円とするものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費59万7,000円の減額は、人件費の調整、吉田川流域下水道維持管理負担金の額の確定によるものです。

第2項下水道建設費100万8,000円の増額は、丸山1号マンホールポンプ水位計交換工事の実施によるものです。

第3項流域下水道費1万3,000円の減額は、吉田川流域下水道事業負担金の確定によるものでございます。

歳出合計で39万8,000円を追加し、2億4,090万円とするものです。

以上で、下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、92ページをお開き願います。

議案第22号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,838万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出。大郷町長。

今回の補正につきましては、職員の人件費の補正、計数等の整理によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入です。

第2款使用料及び手数料第1項使用料37万8,000円の増額は、農業集落排水使用料の収入見込みの増額によるものです。

第3款繰入金第1項他会計繰入金30万3,000円の減額は、財源調整のため一般会計からの繰り入れを減額するものです。

歳入合計で補正額7万5,000円を増額し、5,838万2,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費7万5,000円の増額は、人件費の調整によるものです。

歳出合計で7万5,000円を追加し、5,838万2,000円とするものです。

以上で農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、98ページをお開き願います。

議案第23号につきまして提案理由を説明申し上げます。

平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）

平成29年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ139万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,863万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 地方債補正」による。  
平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、浄化槽の設置工事実施に伴う契約請差による減額、設置基数減による設置工事費等の減額及び計数等の整理によるものでございます。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の説明をいたします。

まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金第1項分担金4万5,000円の減額は、設置基数減に伴う受益者分担金の収入見込額の減額によるものです。

第2款使用料及び手数料第1項使用料15万1,000円の減額は、合併処理浄化槽使用料の収入見込みの減額によるものです。

第4款繰入金第1項他会計繰入金29万9,000円の増額は、財源調整のため一般会計からの繰り入れを増額するものでございます。

第7款町債第1項町債150万円の減額は、合併浄化槽設置工事に伴う契約請差及び設置基数の減による下水道事業債の減額によるものです。

歳入合計で139万7,000円を減額し、5,860万円とするものです。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費29万9,000円の増額は、浄化槽ブローア－3基分の交換に係る修繕料の増額、排水設備設置補助金の増額によるものでございます。

第2項合併浄化槽建設費169万6,000円の減額は、工事請負費の契約請差による減額並びに設置基数の減による減額でございます。

歳出合計で139万7,000円を減額し、5,863万円とするものです。

続きまして、次ページの地方債の補正でございます。

起債の目的でございますが、合併処理浄化槽整備事業費につきまして事業費の確定により限度額を700万円から550万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上で、合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

続きまして、109ページをお開き願います。

議案第25号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的な部分につきましては、使用水量の減に伴います水道使用料及び受水費の減額によるもの及び計数整理が主なものでございます。また、資本的な部分の補正につきましては、県道改良に伴う配水管布設工事並びに石綿管更新事業の実施による額の確定によるもの並びに計数整理が主なものでございます。

それでは、御説明いたします。

平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成29年度大郷町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度大郷町水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入でございます。

第1款水道事業収益を748万4,000円減額し、2億3,657万6,000円とするものです。第1項営業収益761万1,000円の減額は、夏場の気温が昨年度より低かったことに伴います水道使用水量の減による水道料金の減額が主なものでございます。

第2項営業外収益12万7,000円の増額は、町の配水管破損事故に伴う相手方からの損害賠償金によるものでございます。

続きまして、支出です。

第1款水道事業費用を83万2,000円減額し、2億4,097万2,000円とするものです。第1項営業費用212万3,000円の減額は、委託料、メーター購入費の請差による減額、使用水量減に伴う大崎広域水道からの受水費の減額並びに人件費の調整によるものでございます。

第2項営業外費用129万1,000円の増額は、企業債利息、消費税及び地方消費税の支出見込額の増額によるものです。

次ページをお開き願います。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,407万1,000円は当年度分損益勘定留保資金4,184万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額223万1,000円で補填するものとする。)

まず、収入でございます。

第1款資本的収入を747万7,000円増額し、3,987万9,000円とするものです。第1項工事負担金857万5,000円の増額は、県道利府松山線道路改良工事に伴う配水管移設管工事負担金の額の確定によるものです。

第2項他会計負担金29万6,000円の減額は、消火栓設置工事負担金額の確定によるものです。

第3項企業債80万円の減額は、石綿セメント管更新に伴う設計委託料並びに布設管工事費の確定によるものです。

続きまして、支出です。

第1款資本的支出を79万7,000円減額し、8,395万円とするものです。

第1項資産購入費3万3,000円の減額は、止水用機器購入代金差額の減額によるものです。

第2項建設改良費76万4,000円の減額は、石綿セメント管更新事業に伴う測量設計業務委託料並びに工事費の確定によるものです。

次ページでございます。

(債務負担行為の補正)

第4条 既定の債務負担行為の限度額を次のとおり変更する。

水道料金システム業務につきまして、新たな契約更新に伴う契約額が確定いたしましたので、限度額を1,544万5,000円から1,312万円に変更するものでございます。期間についての変更はございません。

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた既定の企業債の限度額を次のとおり変更する。

起債の目的でございます。水道管路近代化推進事業費につきまして、石綿セメント管更新事業費が確定いたしましたので、限度額を2,430万円から2,350万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法について変更はございません。

(議会の議決を得なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように定める。

科目、職員給与費につきまして、既決予定額1,254万2,000円から59万4,000円を減額し、1,194万8,000円とするものでございます。

平成30年3月5日提出

大郷町長 田 中 学

以上で、水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ただいま御説明いたしました、議案第21号、議案第22号、議案第23号につきましては補正予算事項別明細書をごらんいただき、議案第25号につきましては補正予算説明書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第21号、議案第22号、議案第23号及び議案第25号について説明を終わります。

ここで、本日の会議時間は議事日程の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石川良彦君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

次に、議案第24号について説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） それでは、議案第24号につきまして提案理由を御説明申し上げます。各種会計補正予算書の105ページをごらんいただきたいと思ひます。

議案第24号 平成29年度大郷町宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大郷町の宅地分譲事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ546万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,786万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月5日提出。大郷町長。

本会計は、高崎団地の公営住宅建設事業とあわせて事業を執行しております。

なお、面積按分により事業費の42%を負担しております。



今回の補正は、歳出におきまして主なものとして公営住宅等整備事業高崎団地造成工事第10期の工事請負見込額を算出し、減額調整しております。また、分譲地の確定測量費を契約額に基づいて減額しております。分譲地の現地案内及び販売はことしの6月ごろを予定していることから販売経費に係る費用は今回減額し、平成30年度当初予算に計上しております。

歳入におきましては、一般会計繰入金により財政調整を図ったものとなっております。

106ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の御説明を申し上げます。

まず、歳入でございます。

第1款繰入金第1項他会計繰入金の補正金額は546万7,000円の減額でございます。

続きまして、歳出でございます。

第1款宅地分譲事業費第1項宅地造成事業費の補正金額は504万7,000円の減額でございます。

第2款公債費第1項公債費の補正金額は42万円の減額でございます。

以上、歳出補正額合計546万7,000円を補正前の額から減額し、歳出合計を1,786万8,000円とするものでございます。

大郷町宅地分譲事業特別会計の補正予算につきましても説明は、以上となります。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第24号について説明を終わります。

---

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午 後 5 時 0 0 分 散 会

---

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員